

# 教 育 部 会 行政制度比較表

前橋市・富士見村合併協議会

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
1	教育委員会		<ul style="list-style-type: none"> <li>○構成 定数 5人</li> <li>○任期 4年 (委員長 1年) 教育長 H17. 4. 1～H21. 3. 31 委員 H16. 10. 1～H20. 9. 30 2人 H18. 10. 1～H22. 9. 30 2人</li> <li>○報酬 委員長 年額 1,440,000円 委員 年額 1,176,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○構成 定数 5人</li> <li>○任期 4年 (委員長 1年) 教育長 H19. 5. 30～H23. 5. 29 委員 H 7. 10. 1～H23. 9. 30 1人 H14. 10. 1～H22. 9. 30 1人 H17. 4. 25～H21. 4. 24 1人 H17. 12. 20～H21. 12. 19 1人</li> <li>○報酬 委員長 年額 450,000円 委員 年額 291,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前橋市の制度により調整する</li> <li>・編入合併により現前橋市の教育委員で構成し、富士見村の教育委員は、身分を失う。</li> </ul>	
2	教育文化功労者表彰		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の教育文化の振興発展のため顕著な功労又は功績のあるもので次の各号に該当するものに対して表彰を行う。</li> <li>○多年、市立学校職員等として勤務し、職務上の成績が特に優秀で他の模範とするに足るもの</li> <li>○有益な研究、考案又は発明をし教育に貢献したものの</li> <li>○学校教育又は社会教育の振興についてその功績が顕著なもの</li> <li>○学術又は文化の向上発展についてその功績が顕著なもの</li> <li>○教育施設等の充実整備についてその功績が顕著なもの</li> <li>○その他教育文化功労者として表彰に値する業績又は行為のあったもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本村の教育文化の振興発展のため顕著な功労又は功績のあるもので次の各号に該当するものに対して表彰を行う。</li> <li>○村内の公立の学校その他の教育機関及びその職員並びに教育委員会事務局職員であって業務上特に優秀な成績をあげたもの等</li> <li>○村内の公立学校の生徒、児童であって、有益な調査研究又は工夫考案をしたもの及び特に他の模範とするにたる行為があったもの</li> <li>○個人又は団体であって本村教育の振興普及のため、特に顕著なる功績があったもの及び本村社会教育、村民文化の向上等において、特に顕著なる功績があったもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前橋市の制度により調整する</li> </ul>	
3	学校施設整備	大規模改造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・築後25年超30年未満の校舎（普通教室棟）の全面改造工事を実施する（50年経過校舎及び耐震性能が低く補強困難な校舎については改築を行う。）</li> <li>・大規模改造等でトイレ改造未実施の学校については普通教室棟に近いトイレ（縦一列）の改修工事を行う。</li> <li>・エレベータについては拠点校（小、中各6校）を設け、計画的に設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当することになった校舎について順次実施予定。</li> <li>・大規模改造時期の基準は設けていない。（H17～H19で校舎耐震補強は完了）（中学校校舎の一部をH20に改築予定）</li> <li>・トイレは修理程度で、大規模改造は未実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模改造工事、耐震補強工事、体育館の改築、プールの改築等大型事業については、新市計画の中で検討する</li> </ul>	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
3	学校施設整備	体育館改修等	・小学校体育館については計画的に耐震診断を行った上で補強または改築計画を策定する。中学校体育館については地域開放でも有効利用できるよう大規模化を図り、改築を計画的に進める。	・小学校体育館については1校が旧基準でありH19に耐震診断、H20に補強設計、H21に補強工事を予定。 ・中学校体育館についてはH19に床改修、H20に照明改修を予定。 ・全小中学校で地域開放し有効利用している。	前ページに記載	
		プール改築	・プールについては築後30年を経過したものを順次改築していくが、中学校については民間プール等の活用が望めるものは極力活用する。	・プールについても改築時期の基準は設けていない。 ・中学校については村民プールを活用している。		
		耐震補強	・対象校 46校（実施済40校・H21年度までに完了予定）（体育館を除く。） ○小学校 ・耐震診断 対象棟数 診断済 校舎 127 127 体育館 39 36 （うち優先度調査31） ・耐震補強 対象棟数 補強済 校舎 100 81 体育館 36 0 ○中学校 ・耐震診断 対象棟数 診断済 校舎 54 53 体育館 15 6 （うち優先度調査5） ・耐震補強 対象棟数 補強済 校舎 45 29 体育館 6 0	・対象校 5校（実施済5校） （赤城山分校を除く） ○小学校 ・耐震診断 対象棟数 診断済 校舎 6 6 体育館 1 1 （うち優先度調査0） ・耐震補強 対象棟数 補強済 校舎 4 4 体育館 1 0 ○中学校 ・耐震診断 対象棟数 診断済 校舎 6 6 体育館 0 0 （うち優先度調査0） ・耐震補強 対象棟数 補強済 校舎 6 5 体育館 0 0		
4	学校施設管理	施設基本設備	○冷房 校長室、職員室、保健室、用務技士室、音楽室、図書室、コンピュータ教室 ○暖房 石油ストーブ（H14年度より一部FF式） ○トイレ 洋式（洋便器/ウォシュレット、17㎡に男女各1か所設置）を順次整備予定。 ○体育館（最も古い体育館 昭和35年建設） 建築年度の古い体育館から順次改築予定。 基本面積 （小学校）9人制バレーボールが2面同時に可能な広さ （中学校）バスケットボールが2面同時に可能な広さ ○プール （コンクリート製）小17校 中14校 （ステンレス製）小29校 中2校 ステンレス製プールに順次改築予定。	○冷房 校長室、職員室、保健室、図書室、コンピュータ教室（一部多目的室、視聴覚室） ○暖房 石油ストーブ（原小、白川小の一部FF式） ○トイレ 洋式（洋便器、各階の男女各1か所設置） ○体育館（最も古い体育館 昭和56年建設） （小学校）6人制バレーボールが2面 （中学校）9人制バレーボールが4面 ○プール （コンクリート製）なし （ステンレス製）小4校	○前橋市の制度により調整する ・ただし、委託内容によっては、当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。 ・赤城山分校については、引き続き学校施設として管理する。	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
4	学校施設管理	工事発注等	○工事発注 軽易な修繕 学校長専決で発注 その他工事（修繕） 教育施設課にて発注	○工事発注 軽易な修繕 教委局長専決で学校発注 その他工事（修繕） 教委事務局にて発注	○前橋市の制度により調整する ・ただし、委託内容によっては、当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。 ・赤城山分校については、引き続き学校施設として管理する。	
			○需用費施設補修費(19年度) 小学校66000千円 中学校34000千円 ○施設維持管理工事請負費(19年度) 小学校210000千円 中学校150000千円 ○施設維持管理重点工事 ・外壁(モルタル) 落下防止工事 ・屋上防水工事 ・給水設備改修工事(直結切り替え) ・防火シャッター安全対策工事 ○アスベスト対策 小中28学校74室囲い込み又は除去済 ○PCB対策 専用保管庫整備予定(H20年度)	○需用費施設補修費(19年度) 小学校 4050千円 中学校 2400千円 ○施設維持管理工事請負費(19年度) 小学校 7200千円 中学校 0千円 ○施設維持管理重点工事 ・防犯カメラ設置工事 ・屋上防水工事  ○アスベスト対策 小1学校2室除去済 赤城山分校1室囲い込み ○PCB対策 なし		
		保 険	○火災保険 ・「建物総合損害共済保険」に加入。 (契約先:(社)全国市有物件災害共済会) ・建物・工作物・動産について、補償される。 ○損害賠償保険 ・「学校賠償責任保険」に加入。 (契約先:三井住友海上火災保険(株) 代理店:㈱北栄) ・施設・生産物・受託者において、学校(市)の過失により損害を与えた場合に補填される。	○火災保険 ・「建物災害共済」に加入。 (契約先:(財)全国自治協会) ・建物・動産について、補償される。 ○損害賠償保険 ・「全国町村会総合賠償補償保険」に加入。 (契約先:全国町村会) ・村、学校の過失により損害を与えた場合に補填される。		
		検 査	○簡易専用水道検査 ・水道法による簡易専用水道の検査。 ・小学校43校・中学校21校・高校・幼稚園1園を対象とする。 ○飲料水省略9項目水質試験 ・学校保健法による飲料水の検査。全学校(園)対象。 ○絶縁油PCB分析検査 ・1989年以前に製造された電気設備機器におけるPCBの分析検査。 ・H19年度調査終了。	○簡易専用水道検査 ・水道法による簡易専用水道の検査。 ・小学校4校・中学校1校を対象とする。 (赤城山分校を除く) ○飲料水省略9項目水質試験 ・学校保健法による飲料水の検査。 ・小学校4校・中学校1校を対象とする。 (赤城山分校を除く) ○絶縁油PCB分析検査 ・1989年以前に製造された電気設備機器におけるPCBの分析検査。 ・調査終了。		
消防設備等保守 点検委託	・消防法第17条による消防設備等の点検。 ・年2回点検実施。 ・小学校46校・中学校21校・養護・高校・旧高校体育館・幼稚園4園を対象とする。	・消防法第17条による消防設備等の点検。 ・年2回点検実施。 ・小学校4校・中学校1校・赤城山分校の全学校を対象とする。				

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
4	学校施設管理	自家用電気工作物保守点検委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気事業法第72条による自家用電気工作物の点検。</li> <li>5年の長期契約とし、2ヶ月に一度点検実施。</li> <li>小学校46校・中学校21校・養護・高校・旧高校体育館・調理場1場を対象とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気事業法第72条による自家用電気工作物の点検。</li> <li>単年度契約とし、2ヶ月に一度点検実施。</li> <li>小学校4校・中学校1校・赤城山分校を対象とする。</li> </ul>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、委託内容によっては、当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。</li> <li>赤城山分校については、引き続き学校施設として管理する。</li> </ul>	
		受電設備清掃委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>自家用電気工作物保守点検業務へ業務統合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自家用電気工作物保守点検業務へ業務統合</li> </ul>		
		警備委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>警報装置と月2回の巡回警備を併用した警備方法とする。(ただし旧高校体育館及び旧総社小学校は火災監視のみ。高校は週1回)</li> <li>5年の長期契約とする。</li> <li>小学校46校・中学校21校・養護・高校・旧高校体育館・幼稚園4園を対象とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警報装置による警備方法とする。</li> <li>単年度契約とする。</li> <li>小学校4校・中学校1校を対象とする。(赤城山分校を除く)</li> </ul>		
		便器清掃業務委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>年3回(各学期ごとに1回)の便器の清掃。</li> <li>小学校46校・中学校21校・養護・高校・幼稚園4園・旧市立高校体育館を対象とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年1回の便器の清掃。</li> <li>全小中学校を対象とする。(ガラス清掃業務と同時施工)</li> </ul>		
		貯水槽清掃委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>受水槽及び高架水槽の清掃。</li> <li>年1回実施。</li> <li>小学校43校・中学校21校・高校・大胡幼稚園を対象とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受水槽及び高架水槽の清掃。</li> <li>年1回実施。</li> <li>小学校4校・中学校1校(赤城山分校を除く)</li> </ul>		
		給水装置保守点検委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>貯水槽(給水装置)の点検。</li> <li>小学校43校・中学校21校・高校を3グループに分け、3年に一度のサイクルで点検を実施。(※貯水槽清掃委託と業務統合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貯水槽(給水装置)の点検。</li> <li>小学校4校・中学校1校で、学期1回点検を実施。(赤城山分校を除く)</li> </ul>		
		空調機フィルター清掃委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>高校の高所エアコンフィルターの清掃。</li> <li>年1回実施。</li> </ul>	なし		
		遊具点検委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校46校・養護学校・幼稚園4園の遊具の点検。</li> <li>年1回実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校4校・中学校1校の遊具の点検。(体育器具と同時点検)</li> <li>年1回実施。</li> </ul>		
		し尿浄化槽保守点検委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽法に基づく、し尿浄化槽の保守点検。</li> <li>小学校18校・中学校10校・幼稚園2園を対象とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽法に基づく、し尿浄化槽の保守点検。</li> <li>白川小・時沢小(ブール)・中学校(第2グラウンド)を対象とする。</li> </ul>		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
4	学校施設管理	し尿浄化槽清掃業務委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽法35条に基づく前橋市の許可業者に委託する。</li> <li>小学校18校・中学校10校・幼稚園2園を対象とする。</li> <li>(※し尿浄化槽保守点検委託と業務統合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽法35条に基づく富士見村の許可業者に委託する。</li> <li>白川小・時沢小(プール)・中学校(第2グラウンド)を対象とする。</li> <li>(※し尿浄化槽保守点検委託と業務統合)</li> </ul>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、委託内容によっては、当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。</li> <li>赤城山分校については、引き続き学校施設として管理する。</li> </ul>	
		プール循環浄化装置点検等委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>プール使用前後の2回点検及びろ材交換を行う。</li> <li>年2回実施。</li> <li>小学校46校・中学校16校を対象とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プール使用前後の2回循環浄化装置及び濾過装置の点検を行う。</li> <li>年2回実施。</li> <li>小学校4校を対象とする。</li> </ul>		
		給食用昇降機保守点検委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校40校・中学校18校・幼稚園1園を対象とする。</li> <li>年1回実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校4校・中学校1校を対象とする。(赤城山分校を除く)</li> <li>小学校は年4回実施。</li> <li>中学校は毎月実施。</li> </ul>		
		防火シャッター保守点検業務委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校46校・中学校19校・幼稚園1園を対象とする。</li> <li>3年に1度実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校4校・中学校1校・赤城山分校を対象とする。</li> <li>年1回実施。</li> </ul>		
		建築基準法第12条検査委託(特殊建築物定期調査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校における安全点検及び各種点検(清掃)業務委託を参考とし、まとめている。</li> <li>全校対象。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校4校・中学校1校を対象に隔年実施。(赤城山分校を除く)</li> </ul>		
		ガスエアコン保守点検業務委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガスエアコンが設置された学校(教室)の各エアコンの稼動時間調査を行い、稼動時間の多い機種を抽出し、点検及び清掃を年1回実施。</li> </ul>	なし		
		電気エアコン保守点検業務委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気エアコンが設置された学校(教室)について、設置年度毎に5年に1度の頻度で点検及び清掃を実施。</li> </ul>	なし		
		樹木の剪定業務委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>全学校(園)を対象に随時実施。</li> <li>また、学校へアンケート調査(2~3年に1回の頻度)を行い、年に一度、定期的実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校を対象に随時実施。</li> </ul>		
		害虫駆除委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校を対象に随時実施。</li> <li>主にシロアリ・ハチ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校を対象に随時実施。</li> </ul>		
		ドバト公害駆除委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校を対象に随時実施。</li> </ul>	なし		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
4	学校施設管理	体育器具点検委託	・中学校21校・高校の体育器具の点検。 ・2年に一度実施。	・小学校4校・中学校1校の体育器具の点検。 (遊具点検と同時点検、赤城山分校を除く) ・年1回実施。	○前橋市の制度により調整する ・ただし、委託内容によっては、当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。 ・赤城山分校については、引き続き学校施設として管理する。	
		エレベータ保守点検委託	・小・中学校のEV設置校、養護学校及び高校を対象とする。 ・2ヶ月に一度点検実施。	なし		
		プール機械設備保守点検委託	・養護学校の室内プール機械設備の点検。 ・年2回点検実施。	なし		
		空調機器保守点検委託	・養護学校蓄熱式空調機器の点検。 ・年2回点検実施。	なし		
		雨水利用設備保守点検委託	・高校の雨水処理設備の保守点検。 ・月1回点検実施。	なし		
		地下タンク貯蔵庫気密漏洩検査	・消防法第14条及び危険物の規制に関する規則 第62条による検査。 ・小学校3校を対象とする。 ・年1回実施。	・消防法第14条及び危険物の規制に関する規則 第62条による検査。 ・中学校1校を対象とする。 (赤城山分校は19年度から休止) ・年1回実施。		
		ガラス清掃委託	○天窓ガラス清掃清掃 ・吹抜けスペースのトップライト(全面)のガラス清掃。小学校1校。不定期。	○ガラス清掃 ・窓ガラス清掃。全小中学校。隔年実施。 (便器清掃業務と同時施工)		
		ボイラー保守点検委託	なし	・赤城山分校は休校中のため未実施。		
		水道凍結防止水抜き・復旧作業委託	・学校対応とする。	・赤城山分校を対象に実施。		
		赤城山分校の管理委託	なし	・地元自治会(大洞区)に委託 ・巡回警備 ・除草、除雪業務		
ガス漏れ警報器リース契約	・ガス使用教室等に警報器を設置し、年2回点検を実施。 ・H17年度より見直しをし、5年の有効期間が切れるものについては、順次購入に切替えを行っている。	なし				

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
4	学校施設管理	ガス漏れ警報器購入	・警報器の有効期間が切れるものより、年度毎に購入を行う。	なし	○前橋市の制度により調整する ・ただし、委託内容によっては、当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。 ・赤城山分校については、引き続き学校施設として管理する。	
		薬品購入	○し尿浄化槽薬品 ・年度当初に、学校へ必要数の調査を行い、まとめて購入を行う。 ○アメヒト防除消毒薬品（オルトラン等） ・必要に応じて随時購入。	○し尿浄化槽薬品 ・し尿浄化槽保守点検委託で実施		
		アメヒト対策	・原則は、早期発見、早期摘み取り及び焼払い。 ・大量発生の場合は、樹木剪定等に対応。	・学校対応とする。		
		原材料費	○各施設補修用原材料 ・各学校において用務技士等で補修を行う場合の原材料費（年間分）を、年度当初に、学校へ配当している。	○各施設補修用原材料 ・各学校において教職員等で補修を行う場合の原材料費（年間分）を、年度当初に、学校へ配当している。		
		電波障害対策（電柱共架）	○電柱共架料 ・電波障害対策。東京電力及びNTT電柱共架料を年2回支払う。 ・小学校1校・中学校4校・旧市立高校体育館 ・高校が対象。	なし		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
5	学校給食	調理施設	<p>①中央共同調理場（昭和55年度建設）</p> <p>小学校 8校 102学級 2,763人 （児童2,596人、教職員167人）</p> <p>中学校 3校 39学級 1,301人 （生徒1,219人、教職員82人）</p> <p>養護学校 1校 20学級 115人 （児童生徒73人、教職員42人）</p> <p>調理食数 計12施設 161学級 4,179食</p> <p>②東部共同調理場（平成5年度建設）</p> <p>幼稚園 2園 13学級 348人 （園児327人、教職員21人）</p> <p>小学校 8校 108学級 2,992人 （児童2,826人、教職員166人）</p> <p>中学校 2校 29学級 990人 （生徒934人、教職員56人）</p> <p>調理食数 計 8施設 150学級 4,330食</p> <p>③西部共同調理場（昭和63年度建設）</p> <p>幼稚園 1園 7学級 186人 （園児174人、教職員12人）</p> <p>小学校 7校 94学級 2,598人 （児童2,455人、教職員143人）</p> <p>中学校 4校 52学級 1,780人 （生徒1,678人、教職員102人）</p> <p>調理食数 計12施設 153学級 4,564食</p> <p>④南部共同調理場（平成14年度建設）</p> <p>小学校 10校 160学級 4,722人 （児童4,489人、教職員233人）</p> <p>中学校 5校 65学級 2,178人 （生徒2,041人、教職員137人）</p> <p>調理食数 計15施設 225学級 6,900食</p> <p>⑤北部共同調理場（平成18年度建設）</p> <p>小学校 10校 138学級 3860人 （児童3,651人、教職員209人）</p> <p>中学校 5校 70学級 2,311人 （生徒2,170人、教職員141人）</p> <p>調理食数 計15施設 208学級 6,171食</p> <p>⑥宮城共同調理場（平成16年度建設）</p> <p>幼稚園 1園 7学級 139人 （園児128人、教職員11人）</p> <p>小学校 1校 19学級 544人 （児童514人、教職員30人）</p> <p>中学校 1校 10学級 281人 （生徒260人、教職員21人）</p> <p>調理食数 計3施設 36学級 964食</p>	<p>○富士見村学校給食センター（平成16年度建設）</p> <p>小学校 4校 57学級 1,576人 （児童1,486人、教職員90人）</p> <p>中学校 1校 20学級 705人 （生徒668人、教職員37人）</p> <p>（人数は5月現在）</p> <p>調理食数 計5施設 77学級 2,281食</p>	<p>○現行のまま新市に引き継ぐ</p> <p>・富士見村学校給食センターを富士見地区の共同調理場として位置付け、管理運営を行うが、新市全体の共同調理場の改築計画に併せて見直しを行う。</p>	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
5	学校給食	調理施設	<p>⑦粕川共同調理場（平成2年度建設）</p> <p>小学校 2校 27学級 710人 （児童665人、教職員45人）</p> <p>中学校 1校 7学級 399人 （生徒374人、教職員25人）</p> <p>調理食数 計3施設 39学級 1,109食 合計7調理場72施設 972学級 28,217食 （人数は19年5月現在）</p>		前ページに記載	
		調理施設保守管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボイラー保守点検委託</li> <li>・調理場7場を対象とする。年3回実施。</li> <li>○廃水処理施設維持管理及びガラス引抜委託</li> <li>・調理場7場を対象とする。</li> <li>○空調設備保守管理</li> <li>・調理場3場を対象とする。</li> <li>○ペーパーライザー保守管理</li> <li>・調理場4場を対象とする。</li> <li>○厨房機器保守点検委託</li> <li>・調理場7場を対象（夏期休業中に実施）</li> <li>○消防設備保守点検委託</li> <li>・調理場7場を対象</li> <li>○自家用電気工作物保守管理委託</li> <li>・調理場6場を対象（1場は別途委託）</li> <li>○し尿浄化槽点検委託</li> <li>・調理場3場を対象。（浄化槽設置施設のみ）</li> <li>○受水槽清掃保守点検委託</li> <li>・調理場5場を対象（受水槽設置施設のみ）</li> <li>○給食運搬用エレベーター保守点検委託</li> <li>・調理場3場を対象（設置施設のみ）</li> <li>○ばい煙防止点検委託</li> <li>・調理場7場を対象</li> <li>○生ゴミ処理機保守点検委託</li> <li>・調理場1場を対象</li> <li>○害虫防除業務委託</li> <li>・調理場7場を対象</li> <li>○残さい回収業務委託</li> <li>・調理場4場を対象</li> <li>○食器類洗浄保管業務委託</li> <li>・調理場5場を対象</li> <li>○ダンボール・空き缶回収業務委託</li> <li>・調理場7場を対象</li> <li>○高所窓硝子・換気扇等清掃業務委託</li> <li>・調理場7場を対象</li> <li>○エアコンフィルター清掃業務委託</li> <li>・調理場2場を対象</li> <li>○警備業務委託</li> <li>・調理場7場を対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボイラー保守点検委託</li> <li>・年3回実施。</li> <li>○廃水処理施設維持管理及びガラス引抜委託</li> <li>・実施</li> <li>○空調設備保守管理</li> <li>・実施</li> <li>○ペーパーライザー保守管理</li> <li>・該当無</li> <li>○厨房機器保守点検委託</li> <li>・実施（夏期及び春期休業中に実施）</li> <li>○消防設備保守点検委託</li> <li>・実施</li> <li>○自家用電気工作物保守管理委託</li> <li>・実施</li> <li>○し尿浄化槽点検委託</li> <li>・該当無</li> <li>○受水槽清掃保守点検委託</li> <li>・実施</li> <li>○給食運搬用エレベーター保守点検委託</li> <li>・実施</li> <li>○ばい煙防止点検委託</li> <li>・実施</li> <li>○生ゴミ処理機保守点検委託</li> <li>・直営</li> <li>○害虫防除業務委託</li> <li>・未実施</li> <li>○残さい回収業務委託</li> <li>・直営</li> <li>○食器類洗浄保管業務委託</li> <li>・直営</li> <li>○ダンボール・空き缶回収業務委託</li> <li>・実施</li> <li>○高所窓硝子・換気扇等清掃業務委託</li> <li>・実施</li> <li>○エアコンフィルター清掃業務委託</li> <li>・実施</li> <li>○警備業務委託</li> <li>・実施</li> </ul>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <p>・ただし、委託内容によっては、当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。</p>	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考	
5	学校給食	共同調理場職員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>○共同調理場職員数</li> <li>・場長 7人</li> <li>・栄養士 14人 (県費)</li> <li>・自動車運転技士 18人</li> <li>・調理技士 77人</li> <li>・正規職員合計 116人</li> <li>・臨時職員 119人 (午前勤務66人、午後勤務36人、 配送添乗17人)</li> <li>計 235人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○共同調理場職員数</li> <li>・所長 1人</li> <li>・栄養士 2人 (県費)</li> <li>・調理技士 8人</li> <li>・正規職員合計 11人</li> <li>・臨時職員 6人 (勤務時間、午前8時30分～午後3時30分)</li> <li>・自動車運転技師 (村シルバー人材センター派遣) 3人 (勤務時間、午前10時～午後3時)</li> <li>計 20人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行のまま新市に引き継ぐ</li> <li>・臨時職員については、前橋市の制度により調整する。</li> </ul>		
		給食実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 46校</li> <li>・中学校 21校</li> <li>・特別支援学校 1校</li> <li>・市立幼稚園 4園</li> <li>計 72施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 4校</li> <li>・中学校 1校</li> <li>計 5施設</li> </ul>			
		給食費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給食費 (年11回徴収)</li> <li>・1食単価に年間給食回数に乗じた金額を徴収。(幼稚園203円、小学校213円、中学校267円)</li> <li>・月額を定額とし、3月分で調整し徴収。</li> </ul> <p>平成19年度学校給食費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園 (年少) 年額38,570円 (月額3,600円)</li> <li>    〃 (年中長) 年額39,590円 (月額3,600円)</li> <li>・小学校 (1～5年) 年額43,030円 (月額3,800円)</li> <li>    〃 (6年) 年額42,390円 (月額3,800円)</li> <li>・中学校 (1,2年) 年額54,470円 (月額4,800円)</li> <li>    〃 (3年) 年額51,000円 (月額4,800円)</li> <li>・幼稚園教員 年額41,540円 (月額3,800円)</li> <li>・小学校教職員 年額43,030円 (月額3,800円)</li> <li>・中学校教職員 年額54,470円 (月額4,800円)</li> <li>・調理場職員 年額43,670円 (月額3,800円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給食費 (年12回徴収)</li> <li>・1食単価に年間給食回数に乗じた金額を徴収。(小学校224円、中学校272円)</li> <li>・毎月、定額徴収。但し、小学1年生は4月の食数、及び中学3年生は年間の食数に応じ調整し徴収。</li> </ul> <p>平成19年度学校給食費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 (1年) 年額43,230円 (月額3,700円)</li> <li>    〃 (2～6年) 年額44,400円 (月額3,700円)</li> <li>・中学校 (1,2年) 年額52,800円 (月額4,400円)</li> <li>    〃 (3年) 年額51,100円 (月額4,400円)</li> <li>・小学校教職員 年額44,400円 (月額3,700円)</li> <li>・中学校教職員 年額52,800円 (月額4,400円)</li> <li>・調理場職員 年額44,400円 (月額3,700円)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○前橋市の制度により調整する</li> <li>・給食費は前橋市の金額に統一する。徴収方法については、段階的に調整する。</li> </ul>
		給食費の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給食費の徴収</li> <li>①方法</li> <li>・学校において現金集金又は口座引き落とし後、前橋市学校給食会に振り込みを行う。</li> <li>・現金集金又は口座引き落としは学校ごとに選択。現在約6割が口座引き落とし。</li> <li>②集金事務</li> <li>・各学校ごとに経理。保護者から集金後、前橋市学校給食会へ振り込み。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給食費の徴収</li> <li>①方法</li> <li>・学校給食センター徴収 (現金、口座振り替え)</li> <li>・口座振替えを推奨</li> <li>現在約99.8%が口座振り替え。</li> <li>②集金事務</li> <li>・各学校ともに給食センターで経理。</li> </ul>			

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
5	学校給食	給食費の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>③滞納整理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現年分は各学校において、過年度分については教育委員会、学校給食会が学校と連携して戸別訪問等を実施。</li> <li>未収金額 13,941,503円</li> <li>現年度分：4,056,689円</li> <li>過年度分：9,884,814円</li> <li>(H19.7月末日現在)</li> </ul> </li> <li>④不能欠損処理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準に基づき、欠損処理（市外に転出し、住所不明等）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③滞納整理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現年度、過年度分ともに学校給食センターが戸別訪問等を実施。</li> <li>未収金額 4,623,301円</li> <li>現年度分：1,783,340円</li> <li>過年度分：2,839,961円</li> <li>(H19年9月21日現在)</li> </ul> </li> <li>④不能欠損処理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・欠損処理をしてない。</li> </ul> </li> </ul>	前ページに記載	
		主食等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主食                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県学校給食会と売買契約</li> <li>米飯 週3回</li> <li>パン 週1～2回</li> <li>麺類 月1～2回</li> </ul> </li> <li>○献立                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学期毎に献立作成</li> <li>・学期毎に献立検討会議（栄養士で献立原案の検討）及び献立会議（学校代表、PTA代表、給食主任代表等で組織）を開催し献立を決定。</li> <li>・統一献立を作成し、共同調理場ごとに1日2献立を調理（小中別に別献立を調理）。</li> <li>・月1回は独自献立を実施。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主食                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県学校給食会と売買契約</li> <li>米飯 週3回</li> <li>パン 週1回</li> <li>麺類 週1回</li> </ul> </li> <li>○献立                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・月毎に献立作成</li> <li>・月毎に献立会議（学校代表等で組織）を開催し献立を決定</li> <li>・献立を作成し、1日1献立を調理（小中別に献立を調理）。</li> </ul> </li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
		給食残さい等の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給食残さい                             <ul style="list-style-type: none"> <li>養豚業者との随意契約により回収（7調理場のうち4場。2場は可燃ゴミ、1場は生ゴミ処理機設置済）</li> </ul> </li> <li>○ダンボール、空き缶                             <ul style="list-style-type: none"> <li>入札により、回収業者へ委託</li> </ul> </li> <li>○廃油                             <ul style="list-style-type: none"> <li>入札により回収業者へ売却</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給食残さい                             <ul style="list-style-type: none"> <li>生ゴミ処理機による処理</li> </ul> </li> <li>○ダンボール、空き缶                             <ul style="list-style-type: none"> <li>回収業者へ委託</li> </ul> </li> <li>○廃油                             <ul style="list-style-type: none"> <li>回収業者へ売却</li> </ul> </li> </ul>	○現行のまま新市へ引き継ぐ	
		調理場民間委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調理業務                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は直営で行っているが、平成20年度から順次、民間委託を行う予定。</li> <li>（平成20年度は、南部共同調理場調理業務を民間委託化）</li> </ul> </li> <li>○給食配送業務                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は直営で行っているが、引き続き民間委託を検討する。</li> <li>・現在の配送車両数（5調理場各3台、宮城、粕川は東部調理場車両が配送）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調理業務                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・直営で行っている。</li> </ul> </li> <li>○給食配送業務                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間委託を行っている。（運転技能人材派遣）</li> <li>・現在の配送車両数 2台</li> </ul> </li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
6	運営委員会	組織、開催回数、機能	<p>○組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立学校のPTAの代表 3人</li> <li>・学識経験者 1人</li> <li>・市立学校の校長及び園長の代表 4人</li> <li>・市立学校の栄養士の代表 2人</li> <li>・市立学校の給食主任会の代表 3人</li> <li>・その他教育長が認める者（市民公募）2人</li> </ul> <p>○開催回数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回程度</li> </ul> <p>○機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営委員会は学校給食に関する次の事項について調査審議する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食の実施計画に関する事項</li> <li>・学校給食における食の指導に関する事項</li> <li>・学校給食費に関する事項</li> <li>・学校給食施設の運営に関する事項</li> <li>・その他学校給食に関し必要な事項</li> </ul> </li> </ul> <p>※運営委員会とは別に共同調理場ごとに、実施委員会を組織している。</p> <p>○組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食対象校長</li> <li>・給食対象校給食担当教員</li> </ul> <p>○機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同調理場の運営に関する事項</li> </ul>	<p>○組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村立学校のPTA会長 5人</li> <li>・学識経験者 4人</li> <li>・村立学校長 5人</li> <li>・教育長 1人</li> <li>・村立学校の給食主任 5人</li> <li>・その他教育委員会において必要と認める者 4人</li> </ul> <p>○開催回数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回程度</li> </ul> <p>○機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営委員会は学校給食に関する次の事項について調査審議する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食の実施計画に関する事項</li> <li>・学校給食における食の指導に関する事項</li> <li>・学校給食費に関する事項</li> <li>・学校給食施設の運営に関する事項</li> <li>・その他学校給食に関し必要な事項</li> </ul> </li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
7	栄養士		<p>○配置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各場1～3人 計14人（県費職員）</li> <li>うち栄養教諭1名配置</li> </ul>	<p>○配置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2名（県費職員）</li> </ul>	○県費栄養士の配置基準により調整する	
8	勤務時間等		<p>○勤務時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間 8：00～16：45 (宮城、粕川調理場を除く5場)</li> <li>・勤務時間 8：30～17：15 (宮城、粕川調理場)</li> <li>・休憩 12：15～13：00</li> </ul> <p>○給食配送時間 10：40～11：55</p> <p>・給食回収時間 13：10～15：10</p> <p>○臨時職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前勤務 8：00～12：00 (宮城、粕川は 8：30～12：00)</li> <li>・午後勤務 13：00～16：45 (宮城、粕川は 13：00～17：15)</li> <li>・配送添乗員 9：35～15：20</li> </ul>	<p>○勤務時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間 8：30～17：30</li> <li>・休憩 12：00～13：00</li> </ul> <p>○給食配送時間 10：55～12：00</p> <p>・給食回収時間 13：10～14：40</p> <p>○臨時職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間 8：30～15：30</li> </ul> <p>○自動車運転技師(村シルバーク人材センター派遣)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間 10：00～15：00</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
9	食器		<ul style="list-style-type: none"> <li>○食器</li> <li>・材質 メラミン</li> <li>・枚数 飯椀1枚、汁椀1枚、大皿1枚、小皿1枚 計4枚 (宮城、粕川は仕切り皿を使用)</li> <li>○トレイ 強化プラスチック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食器</li> <li>・材質 ポリエチレンナフタレート</li> <li>・枚数 飯椀1枚、汁椀1枚、仕切皿1枚 計3枚</li> <li>○トレイ 強化プラスチック (FRP)</li> </ul>	○当分の間現行どおりとし、段階的に調整する	
10	食器洗浄等		<ul style="list-style-type: none"> <li>○食器洗浄、消毒保管</li> <li>・群馬炊飯センターへ委託</li> <li>・宮城、粕川は、直営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食器洗浄、消毒保管</li> <li>・直営</li> </ul>	○現行のまま新市に引き継ぐ	
11	給食会	組織・運営・事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組織 (財団法人)</li> <li>・理事会 理事長 (教育長) 副理事長 (管理部長) 常務理事 (総務課長) 理事7人</li> <li>・評議委員会15人</li> <li>・事務局 事務局長 (総務課長) 事務局員4人 (内1人栄養士)</li> <li>○運営</li> <li>・寄付行為で規定</li> <li>・会議 理事会 年2回 評議委員会 年2回</li> <li>○事業</li> <li>・給食物資の調達及び給食費の取り扱い</li> </ul>	なし	○前橋市の制度により調整する	
		給食物資の調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>○物資調達</li> <li>・主食 パン、米飯：群馬県学校給食会等と随意契約</li> <li>・副食 野菜：前橋学校給食青果販売協同組合等と随意契約 豚肉：前橋給食精肉販売協同組合等と随意契約 加工食品：入札</li> <li>・学期ごとに作成された献立に基づき、入札公告</li> <li>○実施書類審査及び物資選定会議 (学校代表、PTA代表、給食主任代表等により組織) を開催後、入札を実施。</li> <li>※物資調達事務は前橋市学校給食会が行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○物資調達</li> <li>・主食 パン、米飯：群馬県学校給食会等と随意契約</li> <li>・副食 野菜、豚肉、加工食品、鮮魚は随意契約 (パン、麺類の一部を含む)</li> <li>・献立を毎前月に作成し、契約業者へ発注</li> <li>※物資調達事務は栄養士が行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前橋市の制度により調整する</li> <li>・地場産農産物を取り入れるなど特色を生かせるように配慮する。</li> <li>・徴収した給食費を給食物資の代金として給食会口座へ振り替える。</li> </ul>	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
11	給食会	入札参加資格者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入札参加資格者数</li> <li>・主食 3者</li> <li>・牛乳 4者</li> <li>・野菜、果物 1者(納品業者14者)</li> <li>・食肉(豚肉) 1者(納品業者9者)</li> <li>・食肉(ブイワイ) 5者</li> <li>・鶏卵 2者</li> <li>・豆腐 9者</li> <li>・加工食品 23者</li> <li>・こんにゃく 2者</li> <li>・調味料(塩) 2者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○契約業者数</li> <li>・主食 5者</li> <li>・牛乳 2者</li> <li>・野菜、果物 2者</li> <li>・食肉(豚肉) 2者</li> <li>・食肉(ブイワイ) 1者</li> <li>・卵 1者</li> <li>・豆腐 2者</li> <li>・加工食品 10者</li> <li>・こんにゃく 2者</li> <li>・調味料(塩) 1者</li> <li>・鮮魚 1者</li> </ul>	前ページに記載	
12	体育指導委員会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員数 102人</li> <li>・任期 2年 H20.4~H22.3</li> <li>・選出方法 23地区より選出</li> <li>・報酬 日額5,700円 平均報酬額48,450円(18年度)</li> <li>・市よりの補助金 会運営費補助2,226千円(18年度) ユニフォーム補助 隔年 視察研修 隔年</li> <li>・会費等 7,900円(1人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員数 10人</li> <li>・任期 2年 H20.4~H22.3</li> <li>・選出方法 4小学区から選出</li> <li>・報酬 年額88,000円</li> <li>・村よりの補助 ユニフォーム(任期毎)</li> <li>・会費等 なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前橋市の制度により調整する</li> <li>・委員数を見直し概ね110人程度とする。</li> </ul>	
13	スポーツ振興審議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員数 15人</li> <li>・任期 2年 H18.7~H20.6</li> <li>・選出区分 学識経験者9人・学校関係3人・公募3人</li> <li>・報酬 日額 会長9,600円・委員8,700円</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前橋市の制度により調整する</li> <li>・定数を見直し、16人以内で調整する。選出にあたっては、学識経験・スポーツ団体・公募等各分野別に選出する。</li> </ul>	
14	総合型スポーツクラブ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・創設済クラブ6団体</li> <li>・創立準備中クラブ2団体</li> </ul>	なし	○前橋市の制度により調整する	
15	体育協会	加盟団体数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加盟団体数 66団体</li> <li>競技団体 41団体</li> <li>地区体育団体 23団体</li> <li>学校関係 2団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加盟団体数 19団体</li> <li>競技団体 19団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○競技団体については、前橋市の制度により調整する</li> <li>・富士見村の競技団体に前橋市体育協会加盟の競技団体に登録するよう働きかける。</li> <li>・また、富士見村の補助金については、これからの体育協会への働きかけの中で事業を精査し、調整する。</li> </ul>	
		加盟団体等会費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加盟団体等会費</li> <li>競技団体 会費が有り・無しがある</li> <li>地区体育団体 各町自治会で負担 戸数当たり 90円~430円</li> <li>学校関係 なし</li> <li>体協会費(加盟団体会費) 加盟1団体 20千円(18年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加盟団体等会費</li> <li>競技団体 会費が有り・無しがある</li> <li>体育協会費 1,800千円 (@300円×6,000戸)</li> <li>学校関係 なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区体育団体</li> <li>・富士見村の体育協会を前橋市体育協会の地区体協として位置づけ、自主運営できるよう働きかける。</li> <li>・地区体協としての活動については、人的支援と補助金による財源支援を、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後段階的に調整する。</li> </ul>	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
15	体育協会	市よりの補助金	・市よりの補助金 22,576千円	・村よりの補助 2,900千円	前ページに記載	
		主な行事及び活動	・競技団体、地域体育団体の組織を充実し、競技力の向上と地域スポーツの実践を図る。 ・県民スポーツ祭オープニング大会への参加 ・(地区体協)各種スポーツ大会の開催、スポーツ活動の振興等	・競技団体、専門部の組織を充実し、競技力の向上と地域スポーツの実践を図る。 ・県民スポーツ祭オープニング大会への参加 ・各種スポーツ大会の開催及び共催		
		スポーツ少年団	・登録団数 134単位団 ・登録団員数 3,369人 ・登録指導者数 550人 ・市登録料 団員100円・指導者 無料 ・県登録料 団員500円・指導者1,100円 ・市よりの補助 なし ・体協よりの補助 1,200千円 ・種目数 15種目	・登録団体 13単位団 ・登録団員数 254人 ・登録指導者数 49人 ・登録料 団員 無料・指導者 無料 ・県登録料 団員500円・指導者1,100円 ・村よりの補助 20万円(19年度) (スポーツ少年協議会への補助) ・体協よりの補助 1単位団当たり25千円 ・種目数 8種目	○前橋市の制度により調整する ・富士見村の単位団で活躍している団は、前橋市スポーツ少年団に統合する方向で働きかける。	
16	体育施設の管理	施設	・施設 体育館 4 プール 2 テニスコート 4 弓道場 2 野球場 3 陸上競技場 (サッカー場) 1 運動場 6 柔剣道場 1 温水プール 2 河川緑地 4	・施設 総合グラウンド 1 村民プール 1 地区運動公園 (12箇所)	○前橋市の制度により調整する ・主な体育施設の管理については、当面現状のままとする。 ・地区運動公園は、他部会の所管する公園、公有地の扱いと共に合併時までに調整する。	
		施設管理	・社会体育施設の管理運営(50万円以上の工事費を除く)及び各種の教室開催等を指定管理者制度により前橋市施設管理公社で管理している。	・施設管理 総合グラウンド 教育委員会で管理 村民プール 教育委員会で管理 地区運動公園 所在行政区へ管理委託(12箇所)		
		施設管理公社	・公社担当市職員数(体育施設関係) 4人 ・公社職員数(体育施設関係) 45人 ・公社雇用嘱託員数(体育施設関係) 10人	・公社なし		
		管理委託料等	・施設運営委託料等(19年度) 公社指定管理料 401,444千円(公社職員等人件費含む) その他委託料 137,169千円	・管理委託料 行政区委託料 925千円(地区運動公園) グラウンド 12円/㎡ 緑地 10円/㎡		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
17	各種スポーツ大会壮行金		<p>各種スポーツ大会壮行金 贈呈基準 (19年度)</p> <p>(1)世界大会                      ・オリンピック競技大会 100,000円                      ・国際大会・世界選手権大会 60,000円                      ・その他の国際大会 30,000円</p> <p>(2)国民体育大会 8,000・4,000円                      (3)全国大会 6,000・4,000・2,000円                      (4)県大会 1,000円                      (オープン大会・県民体育大会・100km駅伝)                      ※(4)以外の県大会は対象外</p>	<p>各種スポーツ大会壮行金 贈呈基準 (19年度)</p> <p>(1)世界大会                      一般50,000円 小中学生25,000円                      国際大会                      一般20,000円 小中学生10,000円</p> <p>(2)全国大会                      一般10,000円 小中学生 6,000円                      ※ 一般とは高校生以上。国民体育大会及び                      全国大会で県内開催の場合は2分の1</p>	○前橋市の制度により調整する	
18	各種スポーツ大会補助		<p>○スポーツ競技大会(県大会以上)運営経費補助                      ・ぐんま県民マラソン運営費補助 1,200千円                      ・県100km駅伝競走大会運営費補助 500千円                      ・県民体育大会負担金 80千円                      ・全国関東各種スポーツ大会補助                      (市内で行われる全国大会等) 2,150千円</p> <p>○市民体育行事開催補助                      ・天皇賜杯軟式野球大会 90千円                      ・実業軟式野球大会 130千円                      ・壮年軟式野球大会 50千円                      ・春季ソフトテニス大会 50千円                      ・卓球選手権大会 90千円                      ・家庭婦人バレーボール選手権大会 100千円                      ・スマイルボウリング大会 170千円                      ・少年野球大会市予選会 110千円                      ・少年剣道大会 70千円                      ・秋季ジュニアバレーボール大会 80千円                      ・少年少女バスケットボール大会 140千円</p> <p>○地区スポーツ振興補助(2地区) 200千円</p> <p>○実行委員会実施スポーツ大会補助                      ・前橋シティマラソン運営費補助 12,700千円                      ・前橋市民軽スポーツフェスティバル                      運営費補助 944千円</p>	<p>・あかぎ大沼・白樺マラソン大会補助 1,900千円                      ・県民オープニング大会参加補助 300千円                      ・県民体育大会参加補助 300千円                      ・あかぎ南麓駅伝競争大会参加委託料 50千円                      ・あかぎ南麓駅伝競争大会参加負担金150千円</p>	○前橋市の制度により調整する ・富士見村の過去の実績を踏まえ、前橋市の補助金支出基準を基本に調整する。	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
19	スポーツ大会	マラソン大会を除く	<p>○県等主管大会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全日本実業団駅伝競走大会 正月開催（人的協力）</li> <li>・群馬県100km駅伝競走大会 1月下旬開催</li> <li>・県民体育大会夏季大会（水泳） 8月中旬に11市で輪番制により開催</li> <li>・県民体育大会冬季大会（スキー、スケート） 2月上旬と中旬に11市で輪番制により開催</li> <li>・県民スポーツ祭オープニング大会 5月下旬開催</li> </ul> <p>○市及び実行委員会主管大会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋市民軽スポーツフェスティバル</li> <li>・前橋・高崎連携バレーボール大会 高崎市と交互に持ち回りで2月第4日曜日に開催</li> <li>・前橋市長杯バレーボール大会</li> </ul> <p>○前橋市体育協会主管大会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競技団体主催 市民スポーツ祭 41競技種目 軟式野球・水泳・陸上競技・バレーボール ・バスケットボール・サッカー・バドミントン・山岳・ソフトボール・卓球・テニス ・柔道・剣道・弓道・空手道・ウエイトリフティング・アマチュア自転車・サイクリング・フォークダンス・スキー・スケート ・フェンシング・ボウリング・ラグビーフットボール・アーチェリー・体操・ゴルフ ・オリエンテーリング・相撲・合気道・ゲートボール・ハンドボール・チェックボール ・アマチュアレスリング・綱引・スマイルボウリング・グラウンドゴルフ大会・インディカ大会</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民体育大会秋季大会 21競技に参加、11月上旬</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区体協主催 市内23地区 市民運動会・バレーボール大会・ソフトボール大会・野球大会・卓球大会・ゲートボール大会・インディアカ大会・スマイルボウリング大会・歩け歩け大会・剣道大会・ゴルフ大会等のスポーツ大会</li> </ul> <p>○体育指導委員会主管大会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋市民生涯スポーツ大会</li> </ul>	<p>○村主管大会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村民体育祭 毎年10月第2日曜日に開催</li> </ul> <p>○富士見村体育協会主管大会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村民スポーツ総合開会式オープニング大会 村民行政区対抗大会 野球（一般、壮年、熟年）・ソフトボール（一般男女、壮年男子、スローピッチ）・バレーボール（一般男女、家庭婦人）・ソフトテニス、バドミントン、チャリティーゴルフ・陸上記録会・弓道・ゲートボール・テニス・サッカー・剣道・卓球・柔道 スポレック交流大会 登録団体：関口杯争奪バドミントン大会</li> </ul>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県大会等に勝ち上がる選抜大会と地区住民が楽しむ地区大会とを区分し、実施する大会を整理統合する。</li> </ul>	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
19	スポーツ大会	マラソン大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前橋シティマラソン 8回</li> <li>・4月最終日曜日</li> <li>・ハーフ、12km、5km、3km、ファミリージョギング</li> <li>・5種別23部門</li> <li>・参加料 <ul style="list-style-type: none"> <li>ハーフマラソン 3,000円</li> <li>一般 2,000円</li> <li>小・中・高校生 1,000円</li> <li>ファミリー1組 2,500円</li> </ul> </li> <li>・実行委員会を組織し実施 平成19年申込数 5,774人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あかぎ大沼・白樺マラソン大会 26回</li> <li>・8月最終日曜日</li> <li>・20km、10km、5km、3km、2km</li> <li>・5種目 13部門</li> <li>・参加料 一般 2,500円 小中学生1,000円</li> <li>・実行委員会を組織し実施</li> <li>・参加申込者1,933人</li> <li>・群馬県ロード選手権・国体予選を兼ねる</li> <li>○村民マラソン・ファミリーランニング大会 (村民マラソン35回ファミリーランニング大会29回)</li> <li>・12月第3日曜日(平成19年度)</li> <li>・5km、3km、1.5km</li> <li>・3種目8部門</li> <li>・参加料 無料</li> <li>・体育協会の主催による実施</li> <li>・参加申込者 70名(18年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前橋市の制度により調整する</li> <li>・あかぎ大沼・白樺マラソン大会については、観光振興や地域の活性化等、また支所事業としての位置づけや支援策等も含めて、合併時までに総合的に調整する。</li> </ul>	
20	スポーツ教室	教育委員会主催等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ課実施</li> <li>・なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育委員会実施</li> <li>・テーパーボール教室</li> <li>・剣道教室(体協共催)</li> <li>・スポレック教室(体協共催)</li> <li>・小学生バレーボール教室(体協共催)</li> <li>・綱引き教室</li> <li>・インディアカ・バウンドテニス教室</li> <li>・テニス教室(体協共催)</li> <li>・参加費 無料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前橋市の制度により調整する</li> <li>・ただし、富士見村で独自に実施している教室等については、地域の実情、実績を考慮し調整する。</li> <li>・実施する教室の整理統合をする。</li> <li>・教室の開催場所については、利用しやすい場所を検討する。</li> <li>・メニューが充実している前橋市の制度を富士見村に拡大する。</li> </ul>	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
20	スポーツ教室	施設管理公社委託	<p>○前橋市施設管理公社委託 ・参加費（250円～2,000円＋施設使用料）</p> <p>・市民体育館等 バドミントン教室、卓球・新卓球教室、ストレッチ軽スポーツ教室、高齢者軽スポーツ教室、エアロビクス教室、ヨガ教室、キッドビクス教室、らくらく体操教室、幼児体育教室、バレーボール教室、太極拳教室、気功教室、室内サッカー教室、フラダンス教室、フォークダンス教室、バスケットボール教室、弓道教室、空手道教室、中学生剣道教室、中学生柔道教室、小・中学生体操教室、逆上がり教室</p> <p>・王山運動場・市テニスコート 親子サッカー教室、小学生サッカー教室、小学生陸上教室、テニス教室</p> <p>・大渡温水プール・トレーニングセンター 水泳教室、健康温水プール浴教室、アクアビクス教室、エアロビクス教室、ヨガ教室、太極拳教室、フラダンス教室</p> <p>・六供温水プール 健康温水プール浴教室</p> <p>・大胡体育館 ストレッチ系スポーツ教室、バドミントン教室、高齢者軽スポーツ教室</p>	なし	前ページに記載	
21	社会体育施設及び使用料	体育館	<p>○市民体育館・大渡体育館・宮城体育館・大胡体育館 ▼建設年 市民体育館 S56年、大渡体育館 S50年、宮城体育館 H13年、大胡体育館 S59年 ▼規模 市民体育館 10,284㎡（主競技場、副競技場、柔道場、剣道場、弓道場）、大渡体育館 1,050㎡、宮城体育館 6,427㎡、大胡体育館 1,429㎡</p>	なし	<p>○社会体育施設及び使用料は、原則として現行のまま新市に引き継ぐ</p> <p>・ただし、村民対象の使用料を新市に引き継ぎ、村民以外の使用料区分については、削除する。</p> <p>・無料施設については、施設使用料を設定する。</p> <p>・社会体育施設の使用料は、市村で違いがあるが、合併後段階的に調整する。</p>	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
21	社会体育施設及び使用料	プール	<p>○市民プール・宮城プール</p> <p>▼建設年 市民プール H元年、宮城プール H13年</p> <p>▼規模 市民プール 50mプール・25mプール・幼児プール、宮城プール 25mプール</p> <p>▼使用料設定 市民プール H9年年改定、宮城プール H14年</p> <p>▼使用料 市民プール 個人利用 大人1回 200円 中学生以下1回 50円 ・占有(1時間当たり) 2,100円 宮城プール 個人利用 大人1回 200円 中学生以下1回 100円</p> <p>▼貸出区分 占有 午前・午後・全日</p> <p>▼利用時間 市民プール 7/1～9月 10時～18時、 宮城プール 7/1～9月中旬 13時～20時</p> <p>▼利用者数 (H18) 市民プール 33,515人 宮城プール 3,012人</p>	<p>○村民プール</p> <p>▼建設年 昭和43年</p> <p>▼規模 25mプール 幼児プール</p> <p>▼使用料設定 昭和43年</p> <p>▼使用料 大人1回 100円 中学生以下1回 30円</p> <p>▼貸出区分 午前・午後</p> <p>▼利用時間 7/20～8/31 9時～16時</p> <p>▼利用者数 (H18) 3,260人</p>	<p>・社会体育施設の中で学校体育利用を優先させる施設と社会体育利用を優先させる施設を明確にする。</p> <p>・学校体育利用を優先させる施設については、学校体育(クラブ活動を含む)で使用する場合は、段階的に前橋市の制度に調整する。</p> <p>・学校体育利用を優先させる施設であっても、学校の施設整備が整った時は、社会体育利用を優先させる施設に切り替える。</p> <p>・減免については、現行の減免の実態を踏まえ、段階的に前橋市の制度に調整する。</p>	
		テニスコート	<p>○市営テニスコート・王山運動場・宮城総合運動場・粕川総合グラウンド</p> <p>▼建設年 市営テニスS38年、王山運動場S54年 宮城総合運動場H12年、粕川グラウンドH3年</p> <p>▼規模 三俣 クレーコート8面、王山 クレーコート4面、宮城 砂入り人工芝コート6面、粕川クレー4面・ウエザー2面</p> <p>▼使用料設定 市営・王山 H9年改定、宮城・粕川 H16年</p> <p>▼使用料(1時間当たり) 市営・王山 占有1面690円、年間練習 大人 2,100円 中学生以下1,050円、 宮城 占有1面500円～1,000円、 粕川 占有1面460円～570円</p> <p>▼貸出区分 王山・市営 占有利用 3時間、 宮城 2～5時間、 粕川 2～2.5時間</p> <p>▼利用時間 王山・市営 9時～21時、 宮城 8時～21時30分、 粕川 6時～22時</p> <p>▼利用者数 (H18) 王山(陸上含む) 8,775人、 市営 21,693人、宮城 10,650人、 粕川 11,997人</p>	次ページの運動場に記載		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考																																				
21	社会体育施設及び使用料	運動場等	<p>○王山運動場・宮城総合運動場・粕川総合グラウンド・北部運動場・清里方面運動場・粕川西部運動場</p> <p>▼建設年 王山運動場S54年、宮城総合運動場H12年、粕川総合グラウンドH3年、北部運動場S58年～63年、清里方面運動場S56年、粕川西部運動場H4年</p> <p>▼規模 王山 陸上競技場・ミニサッカー場、宮城 野球場2面・ソフトボール上4面・陸上競技場・マレットゴルフ場、粕川 野球場1面・テニスコート・弓道場、北部 野球場3面 内1面夜間照明・ソフトボール場1面、清里 野球場1面</p> <p>(夜間照明)・少年野球場1面・ソフトボール場1面</p> <p>▼使用料設定 改定年 北部 H9年改定、清里 H15年、宮城・粕川・粕川西部 H16年</p> <p>▼使用料(1時間当たり占有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・王山 陸上競技場525円、ミニサッカー場235円</li> <li>・宮城 多目的及び陸上競技場400～500円</li> <li>・粕川 運動場330円</li> <li>・北部 全面1,343円、1面333円</li> <li>・清里 A面333円、B・C面167円、全面500円</li> <li>・粕川西部 330円</li> </ul> <p>▼貸出区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・王山 4時間</li> <li>・宮城 2.5～5時間</li> <li>・粕川 2～2.5時間</li> <li>・北部、清里 3時間</li> </ul> <p>▼利用時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・王山 9～17時</li> <li>・宮城 8～21時30分</li> <li>・粕川 6～22時</li> <li>・粕川西部6～18時</li> <li>・北部、清里 6時～21時</li> </ul> <p>▼利用者数 (H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・王山 8,775人</li> <li>・宮城 28,684人</li> <li>・粕川 20,184人</li> <li>・北部 27,900人</li> <li>・清里 9,633人</li> <li>・粕川西部 8,756人</li> </ul>	<p>○総合グラウンド多目的グラウンド</p> <p>▼建設年 昭和53年</p> <p>▼規模 総面積 49,630㎡</p> <p>内訳 多目的グラウンド(陸上、野球、サッカー兼用) 25,070㎡</p> <p>テニスコート 6面(全天候) 4,205㎡</p> <p>2面(クレー) 1,380㎡</p> <p>駐車場(3ヶ所) 4,590㎡</p> <p>▼使用料改定 平成15年改定</p> <p>▼使用料</p> <table border="0"> <tr> <td>陸上競技</td> <td>全面</td> <td>村内</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>村外</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>野球</td> <td>1面</td> <td>村内</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>村外</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>サッカー</td> <td>全面</td> <td>村内</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>村外</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(半面)</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1コート</td> <td>村内</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>村外</td> <td>210円</td> </tr> </table> <p>▼貸出区分 1時間</p> <p>▼利用時間 9時～17時</p> <p>▼利用者数 テニスコート 7,573人</p> <p>多目的グラウンド 15,123人(18年度)</p>	陸上競技	全面	村内	無料			村外	2,100円	野球	1面	村内	無料			村外	1,050円	サッカー	全面	村内	無料			村外	2,100円			(半面)	1,050円	テニスコート	1コート	村内	100円			村外	210円	前ページに記載	
		陸上競技	全面	村内	無料																																					
		村外	2,100円																																							
野球	1面	村内	無料																																							
		村外	1,050円																																							
サッカー	全面	村内	無料																																							
		村外	2,100円																																							
		(半面)	1,050円																																							
テニスコート	1コート	村内	100円																																							
		村外	210円																																							
		温水プール	<p>○大渡温水プール・六供温水プール</p> <p>▼建設年 大渡温水プール H3年、六供温水プール H3年</p> <p>▼規模 大渡 25mプール・トレーニング室、六供 25m・流水・溪流・スライダプール等</p> <p>▼使用料設定 改定年 H9年改定</p> <p>▼使用料(1時間当たり)</p> <p>大渡 占有 5,250円</p> <p>大人1回300円・中学生以下1回100円</p> <p>六供 大人1回300円・中学生以下1回100円</p> <p>▼貸出区分</p> <p>大渡 3時間・4時間</p>	なし																																						

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
21	社会体育施設及び使用料	その他無料施設	▼利根川敷島緑地 サッカー・ラグビー場1面・野球場4面・少年野球場2面・サッカー・ラグビー場の照明料は実費 ▼利根川中央緑地 野球場1面 ▼利根川大渡緑地 野球場3面	なし	前ページに記載	
		施設使用の減免	・前橋高崎連携バレー大会等を減免	・体協、学校、公共的団体の開催するものについて減免		
22	施設予約		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「まえばしネット」まえばしネット利用者登録者（登録料無料）が街頭端末機（市内40箇所設置）、インターネット利用し施設予約する。</li> <li>・プール等の個人利用は予約不要</li> <li>・12月に調整会議を行い、市主催行事等を優先予約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合グラウンド、中央公民館については、ぐんま電子申請システムで予約できる。</li> <li>・プールは個人利用は予約不要</li> <li>・3月に年間の調整会議を行い、村主催行事等を優先予約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前橋市の制度により調整する</li> <li>・「まえばしネット」での予約制度に統一する方向で検討を進める。</li> <li>支所等に端末機を設置する。</li> </ul>	
23	学校施設開放推進事業 (75のスポーツ開放を生涯学習課から移管)	スポーツ開放	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（前橋市立学校の施設の利用に関する規則、前橋市立学校施設利用実施要領）</li> <li>・市民のスポーツ活動の場として開放するもの。使用料については、登録団体は免除</li> <li>・開放箇所 小学校（46）、中学校（21）、養護学校（1）、旧市立前橋高校の69校で実施。</li> <li>・開放施設 体育館、校庭、柔・剣道場など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（富士見村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則）</li> <li>・心身の健全な発達と明るい豊かな社会生活の形成に寄与することを目的に開放。使用料については、登録団体は免除。但し夜間照明料は徴収。</li> <li>・開放箇所 小学校（4）、中学校（1）、赤城山分校（1）</li> <li>・開放施設 体育館、校庭、柔・剣道場、テニスコートなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ利用については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後段階的に調整する</li> <li>・減免基準については、前橋市の制度に統一し、富士見村の実費徴収制度は、合併時に廃止する。</li> </ul>	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
24	文化財保護管理	文化財の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国有文化財の管理</li> <li>・国指定史跡の天川・総社の二子山古墳の監視 監視人 2人(年間104日、謝礼1,200円/1日)</li> <li>・史跡等の清掃業務 (88,386㎡)</li> <li>・16指定史跡(国指定6件、県指定4件、市指定6件)の地域団体及び業者による清掃及び除草除草回数: 2~3回/年</li> <li>・大室4古墳の監視及び後二子古墳の石室入口の開閉 管理人 1人(20,000円/月額)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財の管理</li> <li>・横室古墳公園の清掃委託 (地区長寿会12ヶ月、120,000円/年)</li> <li>(シルバー人材センター除草委託年2回程度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前橋市の制度により調整する</li> <li>・富士見村で実施してきた個々の文化財に対する管理は、継続していく。</li> </ul>	
		文化財パトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護指導員9名による9地区、135箇所 の指定文化財の保存管理状況(直視、聞 取)の報告</li> <li>・原則として月1回巡視 (謝礼 年間 25,000円/人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が不定期に巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前橋市の制度により調整する</li> <li>・エリアの見直しを行った後、前橋市の制度により調整する。</li> </ul>	
25	文化財整備	指定文化財の保存事業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市指定文化財の標柱、説明板の設置</li> <li>・指定遺跡境界杭の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財の標柱設置(随時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行のまま新市に引き継ぐ</li> <li>・指定文化財については、市村の指定物件をそのまま継続指定として、合併後、標柱、説明板等の修正を行う。</li> </ul>	
		指定史跡等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○山王廃寺等整備</li> <li>・山王廃寺等調査委員会 委員長及び副委員長各1人、委員5人、 オブザーバー2人</li> <li>・山王廃寺の保存と整備の方策を立てるため、 平成12年度に設置 山王廃寺等調査委員会(委員5人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在行っている整備事業なし</li> </ul>		
		史跡整備委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員5人(報酬 8,700円/回)</li> <li>・顧問1人、オブザーバー2人</li> <li>・会議: 1回/年</li> <li>・国指定史跡等、整備の必要がある史跡について、 今後の整備・利活用を協議するため、平成18年度に設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度なし</li> </ul>		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
26	文化財普及		<ul style="list-style-type: none"> <li>前橋市郷土芸能大会の開催</li> <li>文化財展及び文化財講演会の開催</li> <li>市内小中学校への出張授業の実施</li> <li>郷土芸能の映像記録保存（平成 8～21年度）</li> <li>普及資料の作成（前橋の文化財、総社・元総社歴史とロマンの散歩道、施設パンフ、文化財めぐり 9 コース）</li> <li>古代生活体験 3 回/年</li> <li>文化財探訪（年 3 回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及資料の作成（ふじみかるためぐり・富士見村の歴史と自然探訪・赤城の文学碑）</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
27	補助事業	文化財保存団体育成・活動補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財保存団体への育成及び保存活動への補助金交付</li> <li>前橋市郷土芸能連絡協議会(270千円/年間)</li> <li>総社史跡愛存会(35千円/年間)</li> <li>(19年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保存団体への育成及び保存活動への補助金交付</li> <li>横室歌舞伎保存会(350千円/年間)</li> <li>(19年度)</li> </ul>	○伝統芸能等文化財保存団体への補助については、前橋市の制度により調整する。 ・富士見村の現行の補助額を基本に段階的に調整する。	
		指定文化財等への補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定文化財等保存のための補助金交付</li> <li>・18年度：前橋藩主酒井氏歴代墓地樹木保存</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請時に対応</li> </ul>	○指定文化財等への修理等に係る補助については、前橋市の制度により調整する。 ・前橋市の制度を富士見村へ拡大する。	
28	文化財調査		<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財調査委員会議</li> <li>・文化財調査委員 5 人（報酬 8,700円/回）</li> <li>・会 議：2 回/年</li> <li>・調 査：2～3 回/年（寺社、樹木）</li> <li>・県外調査：隔年（寺社、樹木）</li> <li>○専門家による特殊な分野の文化財調査</li> <li>○文化財調査報告書の刊行</li> <li>○文化財調査と有形民俗文化財の調査・収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財調査委員会議</li> <li>・文化財調査委員 5 人（報酬 7,800円/回）</li> <li>・会 議：2 回/年</li> <li>・村内研修：1～2 回/年</li> <li>○専門家による特殊な分野の文化財調査</li> <li>○随時 有形民俗文化財の調査・収集</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する ・文化財調査委員については各専門分野から委員を選出する（1 史跡・考古 2 無形・民俗文化財 3 歴史資料 4 建造物・美術工芸 5 名勝・天然記念物）。定員は 5 人とする。	
29	埋蔵文化財調査	遺跡発掘調査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内遺跡発掘調査</li> <li>・発掘調査、試掘確認調査、緊急調査、立会事前協議</li> <li>・調査の基準：周知遺跡地内及びその周辺開発、並びに1000㎡以上の開発</li> </ul>	左に同じ	○現行のまま新市に引き継ぐ。 ・統一基準を設定し調査の充実を図る。	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
30	埋蔵文化財発掘調査団	組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団長 管理部長</li> <li>・事務局長 文化財保護課長</li> <li>・事務局次長 埋蔵文化財係長、文化財保護係長</li> <li>・係員 埋蔵文化財係員13人、臨時職員3人</li> <li>・監査委員 総務課長、総務課企画財務係長</li> <li>・顧問 副市長、教育長、総務部長、政策部長、財務部長、商工部長、農政部長、都市計画部長、建設部長</li> <li>・入札審査会委員 文化財保護課長、総務課管理係長、埋蔵文化財係長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度なし</li> <li>・教育委員会の直営で発掘調査を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前橋市の制度により調整する</li> <li>・前橋市にのみある組織であり、発掘調査、調査結果の公開・普及を含めて、前橋市の制度で実施する。</li> </ul>	
		埋蔵文化財発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・係員及び発掘作業員（臨時雇用）</li> <li>・発掘調査地区と事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・元総社着海土地地区画整理事業に伴う調査</li> <li>・元総社公民館移転新築工事に伴う調査</li> <li>・農業集落排水事業に伴う調査</li> <li>・市営住宅団地建設に伴う調査</li> <li>・道路改良工事に伴う調査</li> <li>・その他開発に伴う調査</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・係員及び発掘、整理事業員（臨時職員）</li> </ul>		
		調査成果の公開・普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺跡の現地説明会の実施、報告書の活用による普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書の活用、遺物展示による普及</li> </ul>		
31	遺跡台帳（埋蔵文化財資料）整備	遺跡台帳整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋市遺跡分布地図（遺跡地図のGIS作業、出土遺物の分類および整理作業）</li> <li>・埋蔵文化財の保管状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>収蔵遺物量：約11,000箱（文化財保護課、旧町村収蔵庫）</li> </ul> </li> <li>・重要遺物等の保管状況（主に教育プラザに保管）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士見村遺跡分布地図未整備</li> <li>・埋蔵文化財の保管状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>収蔵遺物量：約1,650箱（埋文整理事務所・プレハブ民具倉庫）</li> </ul> </li> <li>・重要遺物の保管状況（富士見村中央公民館に保管）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たに制度等を創設する</li> <li>・出土遺物の整理、管理状況について確認し、最終的に埋蔵文化財資料の統一した整理及び管理体制の構築に向けて調整を図る。</li> </ul>	
		埋蔵文化財資料整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋蔵文化財資料整備（発掘調査成果パンフレット作成等の普及）</li> <li>・埋蔵文化財の公開展示（文化財保護課、粕川歴史民俗資料館、総社資料館）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋蔵文化財の公開（富士見村中央公民館）</li> </ul>		
32	文化財の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定文化財 297件 <ul style="list-style-type: none"> <li>国指定文化財 16件</li> <li>県指定文化財 55件</li> <li>市指定文化財 226件</li> </ul> </li> <li>○国登録有形文化財 18件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定文化財 16件 <ul style="list-style-type: none"> <li>国指定文化財 1件</li> <li>県指定文化財 4件</li> <li>村指定文化財 11件</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行のまま新市に引き継ぐ</li> <li>・全て継続指定とする。</li> </ul>	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
33	文化財の保管状況		<p>○管理、保管者等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定(個人・団体等 3,群馬県 1,前橋市12)</li> <li>・県指定(個人・団体等38,群馬県11,前橋市 6)</li> <li>・市指定(個人・団体等202,群馬県6,前橋市18)</li> <li>・国登録(個人・団体等14,群馬県 2,前橋市 2)</li> <li>・その他の重要資料 (刀剣、鎧、遺物、民具等：前橋市)</li> </ul> <p>○管理謝礼</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市指定文化財56か所(137件)の個人等による管理(謝礼 年間 5,000円)</li> </ul>	<p>○管理、保管者等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国(村 1)</li> <li>・県(個人・団体等 3,村 1)</li> <li>・村(個人・団体等 9,村 2)</li> <li>・その他の重要資料 (民具、農具)</li> </ul> <p>○管理謝礼 なし</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1管理者に対して年間5,000円を交付する。</li> </ul>	
34	文化財施設管理運営	資料館等	<p>○総社資料館</p> <p>開館日 4月～11月 月曜を除く毎日(月曜日が祝日の場合は開館、翌日は休館) 12月～3月 土・日・祝日のみ (12月28日～1月4日は休館)</p> <p>開館時間 9:00～16:00</p> <p>入館料 無料</p> <p>説明員 開館日常時1人 総社地区歴史愛存会(管理委託) (管理委託料 年間 300,000円)</p> <p>○蚕糸記念館</p> <p>開館日 4月～11月 土・日・祝日のみ (5月～6月のばら開花期のみ連日開館、ただし火曜は休館)</p> <p>開館時間 9:00～16:00</p> <p>入館料 無料</p> <p>説明員 開館日常時1人 市シルバーセンター(管理委託) (管理委託料 年間 761,310円)</p> <p>○大室公園民家園</p> <p>開館日 4月～11月 月曜を除く毎日(月曜日が祝日の場合は開館、翌日は休園) 12月～3月 土・日・祝日のみ (12月28日～1月4日は休館)</p> <p>開館時間 9:00～16:00</p> <p>入館料 無料</p> <p>説明員 開館日数人 大室公園赤城型民家保存会(管理委託) (管理委託料 年間 360,000円)</p>	なし	<p>○現行のまま新市に引き継ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市村に設置されている諸施設が総合的に機能する体制、システムの構築を図る。</li> </ul>	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
34	文化財施設管理 運営	資料館等	<p>○中央公民館 文化財展示コーナー 開館日 中央公民館開館に準ずる 開館時間 中央公民館開館に準ずる 入館料 無料 説明員 なし</p> <p>○粕川歴史民俗資料館 開館日 月曜日を除く毎日（月曜日が祝日の場合は開館、翌日は休館、12月28日～1月4日は休館） 開館時間 9：30～17：00 入館料 無料</p> <p>○粕川出土文化財管理センター 開館日 土曜、日曜及び休日を除く毎日（12月28日～1月4日は休館）</p>	<p>○中央公民館（学習室内） 文化財展示コーナー 開館日 中央公民館開館に準ずる 開館時間 中央公民館開館に準ずる 入館料 無料 説明員 なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p>	前ページに記載	
35	幼稚園	公立幼稚園	<p>○幼稚園 (平成19年5月1日現在) 園 数 4園 学級数 27クラス 園児数 629人 施設状況 園舎 5,948㎡ プール 50㎡ 敷地面積 25,891㎡</p> <p>・対象 3歳児、4歳児、5歳児 (前橋市に居住していることが条件)</p> <p>・入園料 11,000円 保育料 5,900円/月</p> <p>・送迎バス及び料金 大胡・大胡東・宮城幼稚園で送迎バスあり 1,500円/月 (運行範囲は、園の所在する支所管内)</p> <p>・預かり保育（全園で実施） 希望により、午後2時から4時まで延長して保育を行う。 預かり保育料（月ぎめ） 3,000円/月 預かり保育料（日利用） 200円/日</p>	○公立幼稚園 なし	○前橋市の制度により調整する	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
35	幼稚園	公立幼稚園	<p>○公立幼稚園幼稚園就園奨励費補助金                      (1)対象 3歳児、4歳児、5歳児                      (2)補助金額(年額) (単位:円)                      ①小学校1・2年生の兄・姉がいない世帯                      区分 第1子 第2子 第3子以降                      生活保護・非課税世帯 20,000 38,000 66,000                      又は均等割のみ世帯                      ※第2子及び第3子以降とは、同一世帯で同時に就園する園児の2人目、3人目以降を指す。                      ②小学校1・2年生の兄・姉がいる世帯                      区分 第2子 第3子以降                      生活保護・非課税世帯 26,000 32,000                      又は均等割のみ世帯                      ※小学校1・2年生の兄・姉を第1子と数える。                      (ただし、小学校1・2年生の兄・姉が2人いる場合には、兄・姉を第1子、第2子と数え、園児を第3子と数える。)</p>	○公立幼稚園 なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
			<p>○公立幼稚園第3子以降保育料軽減事業補助金                      (1)対象要件                      1 同一世帯で第3子以降の園児が対象                      (3歳児、4歳児、5歳児)                      2 同一世帯で3人以上子を扶養していること                      3 市町村民税の申告がされていること                      (2)補助金額(年額)                      公立 70,800円、国立(大学法人) 73,200円                      (就園奨励・援助費補助金とあわせて限度額とする)</p>	○公立幼稚園 なし		
		私立幼稚園	○私立幼稚園数 33園(うち、休園1)	○私立幼稚園数 3園		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
35	幼稚園	私立幼稚園	<p>○私立幼稚園就園奨励費補助金</p> <p>(1)対象 満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児</p> <p>(2)補助金額(年額) (単位:円)</p> <p>①小学校1・2年生の兄・姉がいない世帯</p> <p>区分 第1子 第2子 第3子以降</p> <p>生活保護・非課税世帯 141,900 185,000 257,000</p> <p>均等割のみ世帯 107,600 162,000 250,000</p> <p>所得割 34,500円以下 81,700 143,000 245,000</p> <p>所得割183,000円以下 57,500 127,000 240,000</p> <p>※第2子及び第3子以降とは、同一世帯で同時に就園する園児の2人目、3人目以降を指す。</p> <p>②小学校1・2年生の兄・姉がいる世帯</p> <p>区分 第2子 第3子以降</p> <p>生活保護・非課税世帯 157,000 171,000</p> <p>均等割のみ世帯 126,000 144,000</p> <p>所得割 34,500円以下 103,000 123,000</p> <p>所得割183,000円以下 81,000 104,000</p> <p>※小学校1・2年生の兄・姉を第1子と数える。 (ただし、小学校1・2年生の兄・姉が2人いる場合には、兄・姉を第1子、第2子と数え、園児を第3子と数える。)</p>	<p>○私立幼稚園就園奨励費補助金</p> <p>(1)対象 満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児</p> <p>(2)補助金額(年額) (単位:円)</p> <p>①小学校1・2年生の兄・姉がいない世帯</p> <p>区分 第1子 第2子 第3子以降</p> <p>生活保護・非課税世帯 141,900 185,000 257,000</p> <p>均等割のみ世帯 107,600 162,000 250,000</p> <p>所得割 34,500円以下 81,700 143,000 245,000</p> <p>所得割183,000円以下 57,500 127,000 240,000</p> <p>※第2子及び第3子以降とは、同一世帯で同時に就園する園児の2人目、3人目以降を指す。</p> <p>②小学校1・2年生の兄・姉がいる世帯</p> <p>区分 第2子 第3子以降</p> <p>生活保護・非課税世帯 157,000 171,000</p> <p>均等割のみ世帯 126,000 144,000</p> <p>所得割 34,500円以下 103,000 123,000</p> <p>所得割183,000円以下 81,000 104,000</p> <p>※小学校1・2年生の兄・姉を第1子と数える。 (ただし、小学校1・2年生の兄・姉が2人いる場合には、兄・姉を第1子、第2子と数え、園児を第3子と数える。)</p>	前ページに記載	
			<p>○私立幼稚園就園援助費補助金</p> <p>(1)対象 満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児</p> <p>(2)補助金額(年額) (単位:円)</p> <p>①小学校1・2年生の兄・姉がいない世帯</p> <p>区分 第1子 第2子</p> <p>所得割220,000円以下 15,000 30,000</p> <p>※第2子とは、同一世帯で同時に就園する園児の2人目を指す。</p> <p>②小学校1・2年生の兄・姉がいる世帯</p> <p>区分 第2子</p> <p>所得割220,000円以下 30,000</p> <p>※小学校1・2年生の兄・姉を第1子と数える。</p>	<p>○私立幼稚園就園援助費補助金</p> <p>(1)対象 満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児</p> <p>(2)補助金額(年額) (単位:円)</p> <p>所得割183,001円以上 10,000</p>		
			<p>○私立幼稚園第3子以降保育料軽減事業補助金</p> <p>(1)対象要件</p> <p>1 同一世帯で第3子以降の園児が対象 (満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児)</p> <p>2 同一世帯で3人以上子を扶養していること</p> <p>3 市町村民税の申告がされていること。</p> <p>(2)補助金額(年額)</p> <p>186,000円</p> <p>(就園奨励・援助費補助金とあわせて限度額とする)</p>	<p>○預かり保育等支援事業補助金の同時保育補助に記載</p>		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
35	幼稚園	私立幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○私立幼稚園運営費補助金</li> <li>・幼児教育の充実、振興を図るため私立幼稚園に対し運営費の補助を行っている。</li> <li>区分 補助単価 (円)</li> <li>施設割 310,000</li> <li>園児割 3,000</li> <li>教員割 102,500</li> <li>障害児割 120,000</li> <li>(園児割は、定員内の市内在住園児)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○私立幼稚園等教育振興補助金</li> <li>・幼児教育の充実、振興を図るため私立幼稚園に対し運営費の補助を行っている。</li> <li>区分 補助単価 (円)</li> <li>園割(運営費補助) 1,000,000</li> <li>園児割(保育料補助) 5,000</li> <li>マイクロバス購入費補助 事業費の25%</li> <li>(園児割は、村内在住園児)</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○私立幼稚園施設整備費補助金</li> <li>・幼児教育の振興、教育施設の整備促進を図ることを目的として施設整備の補助を行っている。</li> <li>・200万円以上の施設整備工事について、1/3以内の補助。(補助限度額2,500千円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○私立幼稚園建設費補助金</li> <li>・幼児教育の振興、教育施設の整備促進を図ることを目的として施設建設の補助を行っている。</li> <li>・新築 国庫補助対象経費×20%以内</li> <li>・増改築 国庫補助対象経費×10%以内</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
		預かり保育等支援事業補助金	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○預かり保育等支援事業補助金</li> <li>・保護者及び設置者の経済的負担を軽減し、幼児教育の振興と少子化社会に対応した保護者の要望に応えることを目的として私立幼稚園に対し補助を行っている。</li> <li>(1) 預かり保育補助 月額 5,000円</li> <li>(2) 預かり保育経費補助 1,000千円～1,400千円</li> <li>(3) 同時保育補助</li> <li>2人目 保育料基準年額(上限26万円) から就園奨励費・援助費を差し引いた残額の2分の1の額</li> <li>3人目以降 保育料基準年額(上限26万円) から就園奨励費・援助費を差し引いた残額の10分の9の額</li> </ul>	○富士見村の預かり保育等支援事業補助金は、廃止に向け、段階的に調整する。	
		母親セミナー開催補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭における幼児教育向上を目的として開催される前橋市私立幼稚園協会の子育てセミナー開催経費の一部を補助(幼児教育センターで実施)</li> </ul>	なし	○母親セミナー開催補助については、前橋市の制度により調整する	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
36	小中学校の概況	小学校	<p>○小学校 (平成19年5月1日現在)</p> <p>学校数 45校</p> <p>学級数 普通 597クラス 特殊 52クラス</p> <p>児童数 17,198人 (うち、特殊 124人)</p> <p>施設状況</p> <p>校舎 207,554㎡</p> <p>体育館 33,568㎡</p> <p>柔剣道場 -</p> <p>プール 15,499㎡</p> <p>夜間照明 6校</p> <p>開放用クラブハウス 27校</p> <p>敷地面積 889,666㎡ (うち、借地面積 22,843㎡)</p> <p>・分校 滝窪小学校金丸分校</p> <p>施設状況</p> <p>一般校舎 969㎡</p> <p>体育館 544㎡</p> <p>プール 325㎡</p> <p>敷地面積 18,294㎡</p>	<p>○小学校 (平成19年5月1日現在)</p> <p>学校数 4校</p> <p>学級数 普通 51クラス 特殊 6クラス</p> <p>児童数 1,484人 (うち、特殊 12人)</p> <p>施設状況</p> <p>校舎 12,637㎡</p> <p>体育館 2,929㎡</p> <p>柔剣道場 -</p> <p>プール 15,499㎡</p> <p>夜間照明 4校</p> <p>開放用クラブハウス なし</p> <p>敷地面積 66,367㎡ (うち、借地面積 14,876㎡)</p> <p>・分校 白川小学校赤城山分校</p> <p>施設状況 (富士見中学校赤城山分校と分割)</p> <p>一般校舎 419㎡</p> <p>体育館 335㎡</p> <p>プール なし</p> <p>敷地面積 4,692㎡ (うち、借地面積 4,692㎡)</p>	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		中学校	<p>○中学校 (平成19年5月1日現在)</p> <p>学校数 21校</p> <p>学級数 普通 251クラス 特殊 28クラス</p> <p>児童数 8,687人 (うち、特殊 96人)</p> <p>施設状況</p> <p>校舎 117,334㎡</p> <p>体育館 21,400㎡</p> <p>柔剣道場 7,900㎡</p> <p>プール 6,750㎡</p> <p>夜間照明 18校</p> <p>開放用クラブハウス 14校</p> <p>敷地面積 569,092㎡ (うち、借地面積 10,160㎡)</p> <p>・分校 なし</p>	<p>○中学校 (平成19年5月1日現在)</p> <p>学校数 1校</p> <p>学級数 普通 18クラス 特殊 2クラス</p> <p>児童数 667人 (うち、特殊 8人)</p> <p>施設状況</p> <p>校舎 6,069㎡</p> <p>体育館 2,634㎡</p> <p>柔剣道場 694㎡</p> <p>プール なし (村民プール利用)</p> <p>夜間照明 1校</p> <p>開放用クラブハウス なし</p> <p>敷地面積 61,051㎡ (うち、借地面積 ㎡)</p> <p>・投球練習場用借地 1,612㎡</p> <p>・分校 富士見中学校赤城山分校</p> <p>施設状況 (白川小学校赤城山分校と分割)</p> <p>一般校舎 514㎡</p> <p>体育館 437㎡</p> <p>プール なし</p> <p>敷地面積 3,358㎡ (うち、借地面積 3,358㎡)</p>		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
37	障害別特別支援学級	小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的 3 6 学級</li> <li>・病弱 0 学級</li> <li>・肢体 2 学級</li> <li>・弱視 1 学級</li> <li>・難聴 1 学級</li> <li>・情緒 1 2 学級</li> <li>・言語 2 学級 (通級)</li> <li>・情緒 1 学級 (通級)</li> <li>・LD等 3 学級 (通級)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的 4 学級</li> <li>・病弱 0 学級</li> <li>・肢体 0 学級</li> <li>・弱視 0 学級</li> <li>・難聴 0 学級</li> <li>・情緒 2 学級</li> <li>・言語 1 学級 (通級)</li> <li>・情緒 0 学級 (通級)</li> <li>・LD等 0 学級 (通級)</li> </ul>	○現行のまま新市に引き継ぐ ・特別支援学級は県の学級編成基準で設置されており、現行のまま新市に引き継ぐ。	
		中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的 2 0 学級</li> <li>・肢体 1 学級</li> <li>・病弱 1 学級</li> <li>・難聴 1 学級</li> <li>・情緒 5 学級</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的 1 学級</li> <li>・肢体 0 学級</li> <li>・病弱 0 学級</li> <li>・難聴 0 学級</li> <li>・情緒 1 学級</li> </ul>		
38	小中学校児童生徒通学支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠距離通学児童生徒補助制度 宮城小学校4km以上 年5,000円 宮城中学校6km以上 年5,000円</li> <li>・スクールバス 1台 中之沢地区 (月田小学校4km・粕川中学校6km以上対象)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠距離通学児童生徒補助制度 ①大洞・箕輪地区は路線バス実費 ②西大河原地区は路線バス代の3分の1</li> </ul>	○現行のまま新市に引き継ぐ。	
39	区域外就学の許可基準	指定学校変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定学校変更の許可基準</li> <li>・保護者が働いていて留守家庭となるため、預け先の通学区域の学校に通学を希望する場合</li> <li>・住宅の新築等により学期途中に転居が予定されているので、学期当初より転居予定先の学区学校に通学を希望する場合</li> <li>・転居後も現在の学校へ継続して通学を希望する場合 中学校3年生は卒業まで 小学校6年生は卒業まで(弟妹は学年末まで) 上記以外は学期末まで</li> <li>・指定学校への通学が、身体上の都合で困難又は不都合と認められる場合</li> <li>・海外で在留し帰国した者又は外国籍の者等で日本語指導等が必要と認められる場合</li> <li>・不登校等により該当児童生徒の学校生活に著しく支障を来たしている場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定学校変更の許可基準</li> <li>・住宅の新築等により学期途中に転居が予定されているので、学期当初より転居予定先の学区学校に通学を希望する場合</li> <li>・転居後も現在の学校へ継続して通学を希望する場合 中学校3年生は卒業まで 小学校6年生は卒業まで(弟妹は学年末まで) 上記以外は学期末まで</li> <li>・指定学校への通学が、身体上の都合で困難又は不都合と認められる場合</li> <li>・海外で在留し帰国した者又は外国籍の者等で日本語指導等が必要と認められる場合</li> <li>・不登校等により該当児童生徒の学校生活に著しく支障を来たしている場合</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
		区域外就学	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区域外就学の許可基準</li> <li>・転居先が市外であって転居後も引き続き従前の学校への通学を希望する場合 中学校3年生は卒業まで 小学校6年生は卒業まで(弟妹は学年末まで) 上記以外のものは該当学期末まで</li> <li>・おおむね6か月以内に本市に転居する予定が明らかな場合であって、あらかじめ転居先の住所を通学区域とする学校への通学を希望するとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区域外就学の許可基準</li> <li>・転居先が村外であって転居後も引き続き従前の学校への通学を希望する場合 中学校3年生は卒業まで 小学校6年生は卒業まで(弟妹は学年末まで) 上記以外のものは該当学期末まで</li> <li>・おおむね6か月以内に本村に転居する予定が明らかな場合であって、あらかじめ転居先の住所を通学区域とする学校への通学を希望するとき。</li> </ul>		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
39	区域外就学の許可基準	学校選択	・通学区域以外の学校への入学を希望する場合、小学生にあつては自宅から直線で4キロ以内、中学生にあつては自宅から直線で6キロ以内の範囲で、受入れ枠を設けて許可。	・通学区域以外の学校への入学を希望する場合、小学生で自宅から直線で2キロ以内の範囲で、受入れ枠を設けて許可。	前ページに記載	
40	新入学祝い品等の配付		○小学校新入学児童に、交通安全のために次の物を配付している。 ①黄色い帽子 ②傘 ③防犯ベル ○卒業児童生徒 ・配布なし (卒業祝い品は、PTAで配布している)	○新入学児童・生徒に、交通安全のために次の物を配付している。 ・小学校 ①黄色い帽子(交通安全協会) ②防犯ブザー ・中学校 ①防犯ブザー ○卒業児童生徒に、次のものを配付している。 ・小学校 和英辞典 ・中学校 印鑑セット(認印、訂正印、ケース)	○前橋市の制度により調整する	
41	就学奨励補助	要保護児童生徒	○支給費目及び金額 7. 修学旅行費 ・小6 20,600円/年(限度額) ・中3 55,900円/年(限度額) 4. 医療費(学校保健法施行令第7条に定める疾病) ・治療費の自己負担分	○支給費目及び金額 7. 修学旅行費 ・小6 20,600円/年(限度額) ・中3 55,900円/年(限度額) 4. 医療費(学校保健法施行令第7条に定める疾病) ・治療費の自己負担分	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		準要保護児童生徒	○支給費目及び金額 7. 学用品費 ・小学 11,100円/年 ・中学 21,700円/年 4. 通学用品費 ・小2~6 2,170円/年 ・中2~3 2,170円/年 ウ. 新入学児童生徒学用品費 ・小1 19,900円/年 ・中1 22,900円/年 エ. 学校給食費 ・小学 43,300円/年(附属小 別実費) ・中学 54,470円/年(附属中 別実費) オ. 校外活動費(泊なし) ・小学 1,510円/年 ・中学 2,180円/年 を上限とし、交通費及び見学料実費を支給 カ. 校外活動費(泊あり) ・小学 3,470円/年 ・中学 5,840円/年 を上限とし、交通費及び見学料実費を支給 キ. 修学旅行費 ・小6 20,600円/年(限度額) ・中3 55,900円/年(限度額) ク. 医療費(学校保健法施行令第7条に定める疾病) ・治療費の3割(自己負担分)	○支給費目及び金額 7. 学用品費 ・小学 11,100円/年 ・中学 21,700円/年 4. 通学用品費 ・小2~6 2,170円/年 ・中2~3 2,170円/年 ウ. 新入学児童生徒学用品費 ・小1 19,900円/年 ・中1 22,900円/年 エ. 学校給食費 ・小学 34,500円/年 ・中学 39,500円/年 オ. 校外活動費(泊なし) ・なし カ. 校外活動費(泊あり) ・なし キ. 修学旅行費 ・小6 20,600円/年(限度額) ・中3 55,900円/年(限度額) ク. 医療費(学校保健法施行令第7条に定める疾病) ・治療費の3割(自己負担分)	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
41	就学奨励補助	特別支援学級児童生徒	<p>○支給費目及び金額（国庫補助対象）</p> <p>7. 学用品費 ・小学 5,550円／年 ・中学 10,850円／年</p> <p>イ. 通学用品費 ・小2～6 1,085円／年 ・中2～3 1,085円／年</p> <p>ウ. 新入学児童生徒学用品費 ・小1 9,950円／年 ・中1 11,450円／年</p> <p>エ. 学校給食費 ・小学 21,515円／年（附属小 実費の1/2） ・中学 27,285円／年（附属中 実費の1/2）</p> <p>オ. 校外活動費（泊なし） ・小学 755円／年 ・中学 1,090円／年 を上限とし、交通費及び見学科実費の1/2を支給</p> <p>カ. 校外活動費（泊あり） ・小学 1,735円／年 ・中学 2,920円／年 を上限とし、交通費及び見学科実費の1/2を支給</p> <p>キ. 修学旅行費 ・小6 10,300円／年（限度額） ・中3 27,950円／年（限度額）</p>	<p>○支給費目及び金額（国庫補助対象）</p> <p>7. 学用品費 ・小学 5,550円／年 ・中学 10,850円／年</p> <p>イ. 通学用品費 ・小2～6 1,085円／年 ・中2～3 1,085円／年</p> <p>ウ. 新入学児童生徒学用品費 ・小1 9,950円／年 ・中1 11,450円／年</p> <p>エ. 学校給食費 ・小学 22,200円／年 ・中学 26,400円／年</p> <p>オ. 校外活動費（泊なし） ・小学 755円／年 ・中学 1,090円／年 を上限とし、交通費及び見学科実費の1/2を支給</p> <p>カ. 校外活動費（泊あり） ・小学 1,735円／年 ・中学 2,920円／年 を上限とし、交通費及び見学科実費の1/2を支給</p> <p>キ. 修学旅行費 ・小6 10,300円／年（限度額） ・中3 27,950円／年（限度額）</p>	○前橋市の制度により調整する	
42	市町村費用補助職員	<p>病休補助</p> <p>臨海学校臨時補助教員</p> <p>臨海学校・林間学校・修学旅行臨時養護技師</p> <p>海外研修補助職員</p>	<p>・ 県費対応されない8日以上～3週間未満の病休者の補助</p> <p>・ 勤務時間 8時間</p> <p>・ 賃金 日額10,000円</p> <p>・ 通勤費 2Km以上の場合1日190円</p> <p>・ 人数 1校1人まで</p> <p>・ 勤務時間 1日6時間まで</p> <p>・ 賃金 時給1,300円</p> <p>・ 通勤費 2km以上の場合1日190円</p> <p>・ 人数 1校1人まで</p> <p>・ 勤務時間 1日6時間まで</p> <p>・ 賃金 時給1,140円</p> <p>・ 通勤費 2km以上の場合1日190円</p> <p>（文部科学省海外派遣短期ブロック団）</p> <p>・ 人数 (例年4人程度)</p> <p>・ 勤務時間 1日6時間まで</p> <p>・ 賃金 日額10,000円</p> <p>・ 通勤費 2km以上の場合1日190円</p>	<p>・ その都度協議</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p>	○前橋市の制度により調整する ・ 前橋市の制度を富士見村に拡大する。	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
42	市町村費任用補助職員	ティームティーチング教科指導助手	<ul style="list-style-type: none"> <li>県費による特配のない学校に対し、予算の範囲内で配置（H19年度は6人雇用 小学校7校）（※6人のうち1人は2校兼務）</li> <li>勤務時間 週2日以内 12時間以内（年間360時間以内）</li> <li>賃金 時給1,300円</li> <li>通勤費 2km以上の場合1日190円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>きめ細かな指導の充実のため、マイタウンティーチャーの配置（小学校1校1人）</li> <li>勤務時間 1日7時間 年間160日</li> <li>賃金 時給1,250円</li> <li>通勤費 なし</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する ・マイタウンティーチャーは、教科指導助手や国語支援講師と統合していく。	
		国語支援講師	<ul style="list-style-type: none"> <li>小3～小4の30人以上学級の国語の時間に配置</li> <li>勤務時間 週5日、20時間以内</li> <li>賃金 時給1,300円</li> <li>通勤費 2km以上の場合1日190円</li> </ul>	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		教育アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中・特別支援学校、幼稚園の教員に対し、指導技術の向上や心身の健康の保持・増進を目的とした面談を行う。</li> <li>勤務時間 1日6時間以内</li> <li>賃金 時給1,000円</li> <li>通勤費 2km以上の場合1日190円</li> </ul>	なし		
43	学校補助職員等の配置	学校図書室補助職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校45校、中学校21校</li> <li>1日4時間 時給820円</li> <li>通勤費 2Km以上の場合1日190円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校4校、中学校1校</li> <li>小学校1日6時間 時給730円 年間170日</li> <li>中学校1日8時間 時給730円 年間180日</li> <li>通勤費 なし</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
		特別支援学級介助員の配置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、特別支援学級に配置する</li> <li>小学校15校、中学校5校</li> <li>1日5時間 時給870円</li> <li>通勤費 2Km以上の場合1日190円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習補助員として、主に特別支援学級に配置する</li> <li>小学校4校、中学校1校</li> <li>1日6時間 時給980円 年間190日</li> <li>通勤費 なし</li> </ul>	・特別支援学級介助員については、特別支援学級の規模、あるいは障害の程度に応じて配置する。	
		特別支援教育臨時介助員	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、普通学級に配置する。</li> <li>小学校16校</li> <li>1日5時間 時給870円</li> <li>通勤費 2Km以上の場合1日190円</li> </ul>	なし	・特別支援教育臨時介助員については、前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		保健指導補助員	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、保健室に配置する。（養護教諭の補助として検診や処置の手伝い）</li> <li>中学校1校</li> <li>1日8時間 時給980円 年間170日</li> <li>通勤費 なし</li> </ul>	・養護教諭の補助について、修学旅行や林間学校などに養護教諭が引率をする場合には、臨時養護技師を雇用し、学校での安全管理を行っている。	
		学校公仕（用務技士）	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、小・中学校には正規職員を配置しているが、必要に応じて、嘱託員等を配置している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校4校、中学校1校</li> <li>小学校1日8時間 時給790円 年間230日</li> <li>中学校1日6時間 時給850円 年間230日（中学校は2交替制）</li> <li>通勤費 なし</li> </ul>	○現行のまま新市に引き継ぐ	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
44	養護学校		<p>○養護学校 (平成19年5月1日現在)</p> <p>学校数 1校            学級数 20クラス            児童数 73人</p> <p>施設状況            校舎 5,699㎡            体育館 877㎡            柔剣道場 —            プール 171㎡            夜間照明 —            開放用クラブハウス —            敷地面積 29,752㎡            (うち、借地面積 1,947㎡)</p> <p>・送迎用バス あり</p>	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
45	高等学校		<p>○高等学校 (平成19年5月1日現在)</p> <p>学校数 1校            学級数 18クラス            生徒数 708人</p> <p>施設状況            校舎 10,450㎡            体育館 3,482㎡            (弓道場含む)            柔剣道場 453㎡            プール —            敷地面積 71,629㎡</p>	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ ・合併により富士見村も通学区域となる。	
			<p>○授業料等</p> <p>授業等 9,600円            入学審査手数料 2,200円            入学金 5,650円</p>	なし		
			<p>○特色のある活動</p> <p>・市立前橋高校生海外研修事業            英語力の向上と国際的視野の拡大を目的として生徒の短期海外研修を実施            研修先：オーストラリア            期間：8月(3週間)</p>	なし		
			<p>○通学区域</p> <p>・市立前橋高校の通学区域は「前橋市」としている。学区外は募集定員の20%の範囲以内としている。</p>	なし		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
46	育英事業	奨学資金貸付金	<p>7. 貸与条件</p> <p>(1)品行方正、身体健全、学業優秀であって志操堅固である者</p> <p>(2)市内に居住する者</p> <p>(3)高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に在学中の者</p> <p>(4)資力がなくて修学困難である者</p> <p>(5)他の制度による育英又は奨学等の資金の給与又は貸与を受けていない者</p> <p>8. 貸与月額</p> <p>(1)国公立 12,000円</p> <p>(2)私立 18,000円</p> <p>9. 利子 なし</p> <p>10. 対象人数（平成18年度実績） 17人（国公立14人、私立3人）</p> <p>11. 選考方法 人物、健康、学力、家計の4つの基準により、その比率を人物30%、健康15%、学力10%、家計45%とし、各項目の総合点数（100点満点）により適格者を選定する。選定にあたって、前橋市奨学資金貸与審査委員会に諮問し、その答申に基づき貸与者を決定する。</p> <p>12. 返還について 貸与が完了又は廃止された翌月から6か月を経過した後、10か年以内で返還する。ただし、奨学生であった者が次のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還を延期することができる。</p> <p>(1)大学その他の上級の学校に在学するとき</p> <p>(2)災害、病気その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが困難と認めるとき</p>	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
47	教育センター		<p>○総合教育プラザ</p> <p>・教育研究所、青少年補導センター、プラザ図書室、視聴覚ライブラリー、教育資料館、第三コミュニティセンター、勤労女性センター、ファミリーサポートセンター、証明交付コーナーと教職員の各種研修・会議等の部屋を備えた、複合施設。</p> <p>・住所 岩神町3-1-1</p> <p>・開館 平成9年7月</p> <p>・建物の規模</p> <p>地上6階地下1階建</p> <p>敷地面積 4,293㎡</p> <p>建築面積 2,337㎡</p> <p>延床面積 7,971㎡</p> <p>駐車場 100台</p> <p>駐輪場 63台</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
48	視聴覚ライブラリー		<p>○視聴覚ライブラリー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るために、幼・小・中学校などの教育関係、公民館、生涯学習団体等に視聴覚機材や教材の貸出しを行う。映画会、映像コンサート等の行事、メディア研修会などを行う。</li> <li>・場 所 総合教育プラザ内 (2F, 3F)</li> <li>・開館時間 月～土曜 9:00～17:00</li> <li>・休館日 日、祝日、年末年始(12/29-1/3)</li> <li>・運営委員会 委員 6人 (学校代表、社教関係団体代表) 開催 年 1 回程度</li> <li>・保有教材 16mmフィルム 445本 ビデオ 611本 等</li> <li>・保有機材 (貸出し用) 16mm映写機 2台 プロジェクター 4台 ビデオ再生機 3台 等</li> <li>・職 員 館長(兼) 1、事務(兼) 1、 嘱託 1、嘱託(兼) 2</li> <li>・主催事業 名作映画劇場 月 2回 映像コンサート 月 1回 視聴覚メディア研修会 年 1回 (16mm映写機操作技術講習等)</li> <li>・教材選定会議で教材を選定</li> <li>・貸出し対象範囲 教育活動を主たる目的とする機関、施設、 団体、その他館長の認めた団体</li> <li>・利用申し込み 直接来館又は電話で受付</li> <li>・貸出し本数 5本まで</li> <li>・貸出し日数 3日間</li> </ul>	<p>○視聴覚ライブラリー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るために、幼・小・中学校などの教育関係、公民館、生涯学習団体等に視聴覚機材や教材の貸出しを行う。</li> <li>・場所 富士見村中央公民館内</li> <li>・保有機材 16mmフィルム 801本 等</li> <li>・保有機材 (貸出し用) 16mm映写機 1台 プロジェクター 1台 DVDプレイヤー 2台 等</li> <li>・貸出し対象範囲 旧勢多郡の町村及び近隣市町村</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
49	教育資料館		<p>○教育資料館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋市の教育に関する資料の収集、整理、保存し、常設展示と各種企画展示を行い市民に公開している。</li> <li>・所蔵点数 70,000点</li> <li>・場 所 総合教育プラザ内 (3F)</li> <li>・開館時間 月～土曜 9:00～17:00</li> <li>・休館日 日、祝日、年末年始(12/29-1/3)、 月末</li> <li>・常設展示 前橋の教育「昔そして今」</li> <li>・企画展示 年 2回を目標に開催</li> <li>・職 員 館長(兼) 1、事務(兼) 1、 嘱託 2、嘱託(兼) 1</li> </ul>	なし	○前橋市の制度により調整する	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
50	国語関係	郷土前橋の詩歌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生国語科副読本「郷土前橋の詩歌」を学校に備え付けている。</li> <li>・5年に1回改訂する。(平成17年度改訂)</li> </ul>	なし	○前橋市の制度により調整する	
51	社会科関係	社会科副読本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校3・4年生「わたしたちの前橋」上・下を各児童に配布し使用。</li> <li>・「わたしたちの前橋 学習指導の手引」を各校3・4年学級数分配付し使用。</li> <li>・中学校1年「前橋市の地域学習ノート」を各生徒に配付し使用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校3・4年生「わたしたちの富士見」を各児童に配布し使用。(H19改訂)</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する ・ただし、合併に伴う改訂を行う。	
		各種社会科地図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校3・4年生社会科学習地図を各児童に配布</li> <li>・中学校1年生郷土学習地図を各生徒に配布</li> </ul>	なし		
		社会科見学(郷土学習)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文学館等</li> <li>・全小中学校の任意の1学年を対象に、文学館を含んだ郷土学習を進めるため、各校の参加人数に対応したバスを配車している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校3・4年生の村内公共施設、文化財の見学に村バスを配車している。</li> </ul>		
52	理科関係	児童・生徒理科研究発表会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日程：10月下旬～11月上旬の土曜日</li> <li>・会場：小学校1会場</li> <li>・参加者：市内小・中学生</li> <li>・内容：児童生徒が夏季休業中などに行った自由研究のうち各学校で選考された作品を発表する。</li> <li>・その他 参加者全員に賞状授与、優秀作品集を作成し各校に配布</li> </ul>	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		小学校理科実技研修会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日程：7月下旬(夏季休業中)隔年実施</li> <li>・会場：前橋市総合教育プラザ</li> <li>・参加者：小学校教諭 希望者</li> <li>・内容：小学校における基本的な実技についての研修を深め、指導力の向上を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士見村教育会主任部会にて現地研修等を毎年実施</li> </ul>		
53	外国語関係	中・高生英会話教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日程：夏季休業中の1日間</li> <li>・会場：前橋市総合教育プラザ</li> <li>・参加者：市立中学校及び高等学校生徒60人</li> <li>・内容：ALTの指導のもとで、学校での英語の授業で身につけた基礎的な英語を使用した簡単な英会話やスキット、ディスカッション等のコミュニケーション活動を行う。</li> </ul>	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		中学校英語弁論大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日程：9月下旬</li> <li>・会場：前橋市総合教育プラザ</li> <li>・参加者：市内国・公・私立中学校及び盲学校生徒</li> <li>・内容：一般の部と海外在住経験者の部に分かれ、生徒が自分の体験をもとにした主張を英語で発表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日程：9月中旬</li> <li>・会場：富士見中学校</li> <li>・参加者：富士見中学校生徒</li> <li>・内容：一般の部と海外在住経験者の部に分かれ、生徒が自分の体験をもとにした主張を英語で発表する。</li> <li>・その他：上位入賞者は県大会へ出場する。</li> </ul>		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
53	外国語関係	リスニングコンテスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>日程：9月下旬</li> <li>会場：前橋市総合教育プラザ</li> <li>参加者：市内中学校生徒</li> <li>内容：コミュニケーションに必要な実践的な聞き取る問題を解く</li> </ul>	なし		前ページに記載
		国際理解教育協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ALTの小学校訪問</li> <li>各小学校の希望に基づいた訪問計画を作成し、外国語指導助手を小学校に派遣し、国際理解教育の一環としての英語活動を行う。</li> <li>各ALTが原則として毎週金曜日に小学校を訪問</li> <li>1校当たりの訪問回数は、週に1回程度</li> <li>○小学校英語コミュニケーション活動研修会</li> <li>日程：夏季休業中の1日</li> <li>会場：前橋市総合教育プラザ</li> <li>参加者：各小学校から教員1人</li> <li>内容：小学校における英語活動実践上の課題について情報交換をしたり講師による研修を受けたりする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校英会話指導助手設置</li> <li>英会話指導助手1人を教委事務局で雇用し、小学校に派遣して国際理解教育の一環としての英語活動を行う。</li> <li>①1年から6年の全年を対象</li> <li>②1日当たり4時間の授業</li> <li>③1校当たりの訪問回数は週に1～2回程度</li> <li>公民館事業の英会話講師を依頼されることもある。</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
		英語指導助手雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校における国際理解教育の推進や中学校・高等学校の英語（英会話）教育の充実、前橋市民の国際化など英語教育の振興を図るため、英語を母国語とする外国青年を英語指導助手として招致し、各中学校に常駐とする。</li> <li>招致人数 計22人</li> <li>JETプログラムによる招致 9人</li> <li>委託業者による招致 13人</li> <li>勤務状況</li> <li>前橋市立中学校・高等学校での勤務 週に3日あるいは4日勤務 1日7時間勤務</li> <li>各中学校・市立高等学校をベーススクールとして勤務し、英語教員とチームを組み、実践的な英語使用方法について指導する。また、英語関係の部活動、クラブ活動、弁論大会等における指導も行う。</li> <li>前橋市立小学校での勤務（詳細は、国際理解教育参照）</li> <li>児童文化センター、前橋市国際交流協会の英会話講師を依頼されることもある。</li> <li>雇用条件</li> <li>JETプログラムと委託業者を併用している。</li> <li>住宅は、JET青年は前橋市で用意しているが、家賃等の費用は、全額本人負担である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校の英語（英会話）教育の充実を図るため、英語を母国語とする外国人を英語指導助手として中学校に常駐とする。</li> <li>招致人数 計1人</li> <li>JETプログラムによる招致 0人</li> <li>委託業者による招致 1人</li> <li>勤務状況</li> <li>富士見中学校での勤務 週に5日勤務 1日8時間勤務</li> <li>中学校をベーススクールとして勤務し、英語教員とチームを組み、実践的な英語使用方法について指導する。また、国外研修生の指導や弁論大会等における指導も行う。</li> <li>公民館事業の英会話講師を依頼されることもある。</li> <li>雇用方法</li> <li>派遣業者に委託。</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校英語指導助手配置を廃止し、ALTの小学校訪問で調整する。</li> </ul>

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
54	音楽関係	児童生徒音楽会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の小中学校及び県立聾学校、附属小中学校が10月の3日間に渡り、合唱や吹奏楽などの音楽発表を行う。</li> <li>会場：市民文化会館大ホール</li> <li>児童生徒輸送バス及び楽器搬送トラックの手配有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>村内の小中学校が11月に合唱や吹奏楽などの音楽発表を行う。</li> <li>会場：県民会館小ホール</li> <li>児童生徒輸送バスは村バスを使用。楽器搬送トラックの借り上げあり。</li> </ul>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>輸送用バスは、借り上げて対応する。</li> </ul>	
		移動音楽教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象校：全小中学校（毎年）</li> <li>対象学年：小4と中1</li> <li>会場：市民文化会館（児童生徒輸送用のバス借り上げあり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象校：全小中学校（3年に1度）</li> <li>対象学年：小4～6年と中1～3年</li> <li>会場：富士見中学校体育館（児童輸送用バスは村バスを利用）</li> </ul>		
		邦楽教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校で実施（1校あたり3年ごと）</li> </ul>	なし		
		音楽実技研修会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校 <ul style="list-style-type: none"> <li>日程：夏季休業中の1日</li> <li>参加者：市立小学校の音楽主任</li> <li>内容：音楽科指導に役立つような実技研修 音楽的な感受を深める指導と評価（H19）</li> </ul> </li> <li>○中学校 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施していない。</li> </ul> </li> </ul>	なし		
55	図工美術関係	図工・美術作品展	<ul style="list-style-type: none"> <li>会場：前橋市民文化会館</li> <li>期日：11月の勤労感謝を挟んだ5日間</li> <li>展示：市立幼・小・中・養護学校並びに附属小・中学校の幼児児童生徒作品1500点及びオーストラリアシドニー市の生徒作品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会場：富士見村中央公民館</li> <li>期日：1月頃一週間程度</li> <li>展示：村立小・中学校の児童生徒作品</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
56	家庭科関係	家庭科実技研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校（中学校実技研修と一年おき） <ul style="list-style-type: none"> <li>日程：夏季休業中の1日</li> <li>参加者：市立小学校の家庭科主任</li> <li>内容：家庭科指導に役立つような実技研修を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>身近な食材を用いた調理実習</li> <li>リサイクル用品の製作</li> <li>添加物等食品検査など</li> </ul> </li> <li>講師：調理場の栄養専門員、地域人材、消費生活センター講師など</li> </ul> </li> <li>○中学校（小学校実技研修と一年おき） <ul style="list-style-type: none"> <li>日程：夏季休業中の1日</li> <li>参加者：市立中学校の家庭科主任</li> <li>内容：小学校に同じ</li> <li>講師：小学校に同じ</li> </ul> </li> </ul>	なし	○前橋市の制度により調整する	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
57	生活科関係	事例研修会	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校の日常の実践に生かせるよう研修会を行う。</li> <li>日程：夏季休業中（半日程度）</li> <li>参加者：小学校生活科主任</li> <li>内容：実践事例を例示したり、考えたりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校の日常の実践に生かせるよう研修会を行う。</li> <li>日程：夏季休業中（半日程度）</li> <li>参加者：富士見村教育会小学校1・2年部会</li> <li>内容：実技研修会</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
58	体育関係	運動部活動指導者研修	○中学校運動部活動指導者研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>運動部活動指導者の養成と資質の向上を図り、年1回2時間程度の研修を行っている。</li> </ul>	なし	○前橋市の制度により調整する	
		運動部活動指導者派遣	○中学校部活動指導協力者派遣事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>中学校運動部活動において、指導者の不足している種目に対して民間の指導者を派遣している。</li> <li>派遣人数 53人</li> <li>派遣回数 年間20回</li> <li>1回の指導時間 2時間程度</li> <li>経費 1回あたり2,000円(40,000円の上限)</li> <li>傷害保険に加入</li> </ul>	なし		
		中学校体育実技副読本	<ul style="list-style-type: none"> <li>新1年生に体育実技副読本を持たせることにより、保健体育の学習を充実させることを目的に行っている。</li> </ul>	なし		
		小学校体育実技研修等	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校における体育の指導法について、実技を通して研修する。夏季休業中の半日を使い、実施している。3年に1回は参加するよう呼びかけている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校における体育の指導法について、種目ごとに会場に分かれ実技を通して研修する。夏季休業中の半日を使い、実施している。</li> </ul>		
		中学校体育実技研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校の体育担当教員が、中学校における体育指導について、実技を通して研修する。半日を使い、毎年1回実施している。</li> </ul>	なし		
		小・中・養護学校水泳実技講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中養護学校教員の、水泳の指導力向上、泳力の向上を図るため、実技を通して研修する。各校1人以上の参加により、半日を使い、毎年1回実施している。</li> </ul>	なし		
		体育施設管理研修会	○学校プール管理担当者研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>前橋市学校薬剤師会に講師を依頼し、学校プールの管理担当教員を対象に、水質管理、薬品・施設管理について、毎年1回研修を行っている。</li> </ul>	なし		
		学校外の体育施設利用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>プールや体育館などの体育施設がない学校を対象とする。</li> <li>授業で利用する場合は、使用料を市費で支払う。</li> <li>部活動で学校外の体育施設を使用する場合は、使用料をPTAなどに補助する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校の授業及び部活での利用は、村民プールを無料で利用している。</li> </ul>		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		中体連バス輸送	・市大会開会式と県大会開会式は、バスを借り上げて輸送する。	・中体連の各種大会及び練習試合等も村バスにて輸送する。		
58	体育関係	関東全国大会出場補助(吹奏楽、運動部等)	・児童・生徒が学校活動の一環として行われる関東大会以上の大会に出場する場合に、PTAなどに対して補助金を交付する。	・児童・生徒が学校活動の一環として行われる関東大会以上の大会に出場する場合に、学校を通して補助金を交付する。 (村内児童・生徒の対外運動競技参加補助金)	前ページに記載	
59	学校保健関係	養護教諭研修会	・必要に応じて、研修会及び講演会を実施する。	・富士見村教育会養護教諭部会で、研修会及び講演会を実施する。	○前橋市の制度により調整する	
		保健主事研修会	・必要に応じて、研修会及び講演会を実施する。	なし		
		保健主事、養護教諭合同研修会	・必要に応じて、研修会及び講演会を実施する。	なし		
		性教育(エイズ予防教育)推進委員会	・医師、校長会小中代表、保健主事小中高代表、養護教諭小中代表、教諭代表を委員とし、教育長、部長、課長、担当指導主事(体育、特活、養護)担当主事からなる組織の下、性教育の推進等について検討し、校長会、保健主事会、養護教諭会等で共通理解を図り、実施する。	なし		
		教職員健康診断	・医師会による検診を各学校で実施している。 ・B型肝炎ワクチン接種(特別支援担当教諭、養護教諭等の希望者)をしている。 ・夏季休業中に胃及び婦人科検診を希望者に実施している。	・富士見村職員健康診断に併せて検診を実施している。		
		児童生徒健康診断	・尿、寄生虫、貧血、心臓健診は、医師会及び健康づくり財団に委託して、実施している。	・尿、寄生虫、貧血、心臓健診は、健康づくり財団等に委託して実施している。		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		学校保健研究会	<p>(校医、保健主事、体育主任、養護教諭代表、研究発表、表彰)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校保健の功労者について、表彰を行っている。</li> <li>学校医や養護教諭等が研究の発表をしている。</li> <li>児童生徒保健発表会では、各学校の児童生徒保健委員会のうち、小4校、中2校が毎年順番で研究したことを発表している。また全ての学校が誌上発表を行っている。</li> </ul>	<p>(校医、保健主事、体育主任、養護教諭代表、研究発表、表彰)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県表彰の推薦。</li> <li>各学校ごとに学校保健会を実施。</li> </ul>		
59	学校保健関係	学校保健会	<p>(生活習慣病、心臓疾患、検尿異常児、皮膚疾患、精神保健、歯科疾患、学校環境、各対策部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病対策部会では、市内小学校の2・3年生の肥満度30%以上児を対象に1コース12回の健康教室を実施している(運動指導、栄養指導、血液検査、医師の講話等)。また各学校では栄養士と連携し、栄養指導を実施している。</li> <li>精神保健対策部会では、年8回、精神科医が児童生徒の問題について、担任や養護教諭等の相談を受けている。</li> <li>それぞれの対策部会では、年間1～2回会議を持ち、よりよい保健指導ができるよう支援している</li> </ul>	<p>(生活習慣病、心臓疾患、検尿異常児、皮膚疾患、精神保健、歯科疾患、学校環境、各対策部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校ごとに学校保健会を実施。</li> <li>富士見村立学校の教育関係者と学校医代表で勢多郡学校保健会を組織し、児童・生徒の体位及び疾病の統計記録誌を毎年発行している。(学校保健会は、郡市単位での組織となっているため。)</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
		歯科刷掃指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯科医と歯科衛生士による刷掃指導を毎年、希望する小学校に実施している(13校程度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校対応とする。</li> </ul>		
		学校医等	<ul style="list-style-type: none"> <li>三師会からの推薦により前橋市が委嘱する。校医報酬については三師会との一括委託契約により支払う。</li> <li>学校医 内科 小学校 501人以上 2人           中学校 601人以上 2人 眼科・耳鼻科・外科・婦人科 } 各1人 皮膚科(中学校のみ) } 歯科医 小・中学校 501人以上 2人 薬剤師 各校 1人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前橋市医師会、前橋市薬剤師会からの推薦により富士見村が委嘱する。校医報酬については校医に直接支払う。</li> <li>学校医 内科・眼科・耳鼻科 各校 1人 (外科・婦人科・皮膚科はなし)</li> <li>歯科医 各校 1人</li> <li>薬剤師 各校 1人</li> </ul>		
		就学時健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な書類等は教育委員会で用意し、健診は各学校で実施している(粕川小と月田小は合同で実施)</li> <li>各学校医・学校歯科医が出勤する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な書類等は教育委員会で用意し、健診は各学校で実施している。</li> <li>各学校医・学校歯科医が出勤する。(校医報酬とは別報酬)</li> </ul>		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		結核対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>年3回程度開催（検討2回、まとめ1回）</li> <li>委員は医師6人（結核の専門医3人、学校医の代表2人、医師会の代表1人）、前橋保健事務所長、学校長の代表、養護教諭の代表を委嘱している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年3回程度開催（検討2回、まとめ1回）</li> <li>委員は医師1人（学校医の代表1人）、前橋保健事務所長、学校長の代表、養護教諭の代表を委嘱している。（前橋市と同時開催）</li> </ul>		
		日本スポーツ振興センター災害共済給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>全児童、生徒が加入している。</li> <li>掛金保護者負担額は、教育委員会規則によって定めている。各学校で集金し、教育委員会が発行した納付書により振込んでいる。</li> <li>災害給付金は、市の歳入で受け入れ、各個人名義の金融機関口座に振込んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全児童、生徒が加入している。</li> <li>掛金は、一般会計で支出している。</li> <li>災害給付金は、教育長名義の専用口座で受け入れ、各個人名義の金融機関口座に振込んでいる。</li> </ul>		
60	その他教科関係	人権教育（同和教育）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権教育</li> <li>前橋市人権教育研修会を年1回開催し、各小・中・養護学校の人権教育主任等を対象に社会科や道徳の授業研究や情報交換など、人権教育の推進にかかわる研修を行う。</li> <li>人権教育研修講座を年1回開催し、各小・中・養護学校の人権教育主任等を対象に専門的な講師の話の聞いたり、参加体験型手法の実技研修を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権教育</li> <li>富士見村教育会人権教育部会で開催</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
		図書関係事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館主任を補助するため、各校に配置されている図書館業務従事職員（臨時）の研修会を年1回実施している。</li> <li>本市の読書感想文代表を選ぶため、読書感想文交換会を開催し、審査会を例年10月に行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各校に配置されている図書館業務従事職員（臨時）の情報交換会を学期1回実施している。</li> </ul>		
		学校図書館ブックサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数校で図書を購入し、グループ間で図書を移動させることを通して、実質的な蔵書の増加を図る。</li> <li>小中校種別にグループ編成し、取りまとめ学校を中心に図書の受付・回覧等を行う。</li> </ul>	なし		
		学校図書館用図書購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校図書館用の図書購入費は、学校配当予算とは別に予算額を各学校に提示する。また購入は、学校教育課でとりまとめて発注する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校配当予算で対応。</li> </ul>		
		図書館電算システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入していない</li> </ul>		
		環境教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育研修講座（前橋教育研究所主催）</li> <li>①日程：年2回実施</li> <li>②参加者：小中学校教諭 希望者</li> </ul>	なし		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		グリーンカーテン	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏の暑さ対策として、校舎のベランダ等の窓際に蔓性の植物を植え、カーテンのように成長させて南面の日差しや校庭からの輻射熱を遮り、室温の上昇を抑えるもの。</li> <li>全校で実施している。</li> </ul>	なし		
		学力テスト等	国語 小1～中2 全員 算数・数学 〃 理科 小5・中2 (抽出) 社会 〃 英語 中2 全員 道徳性検査 小5・中2 (抽出) 実施時期 2月頃	国語 小1～中3 全員 算数・数学 〃 理科 小4～中3 全員 社会 〃 英語 中1～中3 全員 実施時期 2月頃		
61	情報教育の推進関係	パソコン設置及びインターネット接続	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業用パソコン 全小学校 40台配備済 光ファイバー接続済 全中学校 42台配備済 光ファイバー接続済</li> <li>教職員用パソコン 1人1台化配備中(5年計画の2年目)</li> <li>コンピュータネットワーク 前橋市教育情報ネットワーク(MENET)により、前橋市総合教育プラザを中核としたネットワークが構築されている。</li> <li>IP電話 学校間、及び学校～市教委間は通信可能。</li> <li>パソコンは、リースで導入している。</li> <li>※リース料、光ファイバー使用料は学校教育課予算から支出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業用パソコン 全小学校 42台配備済 ADSL接続済 全中学校 42台配備済 ADSL接続済 各教室にインターネット接続配線設置済</li> <li>教職員用パソコン 1人1台配備(ノート型)</li> <li>IP電話 なし</li> <li>パソコンは、リースで導入している。</li> <li>※リース料、ADSL使用料は学校配当予算から支出する。</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する ・パソコンの配備及びインターネットの接続状況については文部科学省の目標数値にすべての自治体が到達、今後の整備についても文部科学省の目標に沿って整備し、合併後前橋市総合教育プラザを中核として各学校を高速回線(光ファイバー)で接続する。	
62	特別支援教育関係	特別支援学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害特別支援学級 小学校：36校83人 中学校：20校68人</li> <li>情緒特別支援学級 小学校：12校33人 中学校：5校20人</li> <li>肢体不自由特別支援学級 小学校：2校5人 中学校：1校2人</li> <li>病弱特別支援学級 中学校：1校4人</li> <li>難聴特別支援学級 小学校：1校2人 中学校：1校2人</li> <li>弱視特別支援学級 小学校：1校1人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害特別支援学級 小学校：4校8人 中学校：1校2人</li> <li>情緒特別支援学級 小学校：2校4人 中学校：1校6人</li> <li>肢体不自由特別支援学級 なし</li> <li>病弱特別支援学級 なし</li> <li>難聴特別支援学級 なし</li> <li>弱視特別支援学級 なし</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する ・特学交流会等については、各学校等の自主事業として引き継ぐ。	
		通級指導教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>弱視者、難聴者、言語障害者及び情緒障害者のための特別支援学級 桃井小：情緒・言語 桃瀬小：言語 天川小：LD 元総社小：LD 大胡東小：LD</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>言語障害者のための特別支援学級 石井小：言語</li> </ul>		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
62	特別支援教育関係	特別支援教育研修講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：特殊学級担任</li> <li>毎年、4月に1回実施</li> <li>内容：教育課程の編成と実施、特殊教育の現状と課題等について研修</li> </ul>	なし	前ページに記載	
		赤城宿泊学習・校外学習等	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：市内の特別支援学級の児童生徒</li> <li>毎年、1学期に1泊2日で実施</li> <li>場所：赤城少年自然の家</li> <li>内容：登山、室内レク、カッター等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：村内の特別支援学級の児童生徒</li> <li>毎年、2学期に1日で実施</li> <li>場所：昆虫の森、フワパーク等</li> <li>内容：遊競技、ペーパークラフト等 (勢多郡中学校特学交流会に変わるもの)</li> </ul>		
		市内合同運動会	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：市内の特別支援学級、養護学校の児童生徒</li> <li>毎年、10月に実施</li> <li>会場：市民体育館</li> <li>内容：徒競走、競技、フォークダンス等</li> </ul>	なし		
		特別支援学級・養護学校児童生徒作品展等	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：市内の特別支援学級、養護学校の児童生徒</li> <li>毎年、3学期に3日間実施</li> <li>場所：中央公民館</li> <li>内容：美術作品や作業製品の展示</li> </ul>	なし		
63	幼児教育関係	幼児教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>前橋市幼児教育センターで、幼児教育に関わる以下の業務を行っていく。</li> <li>①教員・保育士の研修に関する事</li> <li>②幼保小連携に関する事</li> <li>③子育てセミナーや公民館との連携に関する事</li> <li>④相談に関する事</li> <li>⑤調査研究に関する事</li> <li>⑥情報提供</li> </ul>	なし	○前橋市の制度により調整する	
		幼児教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>心や体の発達に心配がある幼児とその保護者の指導や相談を月曜から金曜の9時から16時に実施している</li> </ul>	なし		
		幼児相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>心や体の発達に心配がある幼児とその保護者について、専門の医師が相談を行う「幼児の発達相談」を年間8回実施している</li> </ul>	なし		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
64	教育関係全体事項	小中学校の休業日	(1)学年始休業日 4月 1日から同月6日まで (2)夏季休業日 7月21日から8月24日まで (3)冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで (4)学年末休業日 3月27日から同月31日まで (5)群馬県民の日 10月28日 *夏季休業日中の一定期間は完全休業日	(1)学年始休業日 4月 1日から同月6日まで (2)夏季休業日 7月21日から8月24日まで (3)冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで (4)学年末休業日 3月27日から同月31日まで (5)群馬県民の日 10月28日 *夏季休業日中の一定期間は出張や行事を組まない。	○前橋市の制度により調整する	
		小学校教科担任制	①目的 ・基礎学力の向上を図る。 ・多面的な児童理解を通して生徒指導の充実を図る。 ・中学校へのスムーズな移行を図る。 ②基本的な考え方 ・学校の実態に応じて、小学校第5・6学年で、教員の専門教科や得意教科を指導する教科担任制を実施する。 ・国語、社会、算数、理科を中心に実施する。	①目的 ・基礎学力の向上を図る。 ・多面的な児童理解を通して生徒指導の充実を図る。 ・中学校へのスムーズな移行を図る。 ②基本的な考え方 ・学校の実態に応じて、小学校第5・6学年で、教員の専門教科や得意教科を指導する教科担任制を実施する。 ・音楽、理科を中心に実施する。	○前橋市の制度により調整する	
64	教育関係全体事項	特色ある学校づくり支援事業	・校長の学校経営構想の実現のために、望まれる職員の配置と教育活動への裁量的予算配分等、人的・物的要素を包括して考え、各学校特色ある学校づくりを支援するもの。 ①予算額 : 36,860千円 ②予算配分: 学校経営構想による予算要望に基づく裁量的予算と一律配分予算	なし	○前橋市の制度により調整する	
		教職員インターンシップ	・群馬大学と共愛学園前橋国際大学の学生が、市内の各学校・園の要望に応じて授業補助、部活動補助などのボランティアを行うもの。	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		荒牧プラン	・群馬大学教育学部と前橋市教育委員会は、教員養成に係る教育実習及びインターンシップの実施、小中学校などへの講師派遣等を相互の教育活動の充実を図るもの。	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		教職員全体研修会等	・前橋市の教育行政方針や学校教育の課題について全教職員に周知徹底するとともに、各学校(園)における日常の実践の充実に資することを目的に平成13年度までは5月中旬、平成14年度からは、8月下旬に県民会館にて研修を行う。 ・主な内容 (7)教育長講話 (4)各学校の実践発表 (9)教育関係者による講演など	・富士見村教育会として職能の向上を目的に研修会を行う。 ・主な内容 教育関係者による講演など	○前橋市の制度により調整する	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
64	教育関係全体事項	各種研究会への参加費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・群大附属小・中の公開研究会 1学校あたり1人分の予算措置をしている。</li> <li>・県内で開催される関東ブロックの研究会 1学校あたり1人分の予算措置をしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・群大附属小・中の公開研究会 学校別に予算措置をしている。</li> <li>・県内で開催される関東ブロックの研究会 1学校あたり1名分の予算措置をしている。</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
		生徒指導関連事業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導主事・生徒指導部長が集まる会議を年3回開催し、情報提供・情報交換・研修を行う。</li> <li>・毎年8月にまる1日生徒指導研修会を実施し、(教頭と生徒指導主事の隔年)児童生徒理解・指導のための研修を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士見村教育会生徒指導部会を年3回開催し、情報提供・情報交換・研修を行う。</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
		適正就学指導委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適正就学指導委員会全体会</li> <li>・対象：適正就学指導委員全員</li> <li>・5月と2月の年2回開催</li> <li>・内容：年間の運営についての検討・共通理解</li> <li>○部会審査</li> <li>・知的障害部会(8回)</li> <li>・弱視部会(2回)</li> <li>・難聴部会(2回)</li> <li>・言語障害部会(3回)</li> <li>・情緒障害部会(3回)</li> <li>・肢体不自由部会(2回)</li> <li>※それぞれの部会で年間を通じて審査を行っている</li> <li>○適正就学指導委員会研修視察</li> <li>・対象：適正就学指導委員</li> <li>・毎年、6月に実施</li> <li>・視察箇所：障害のある児童生徒の通う学校や将来利用するであろう施設等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学指導委員会</li> <li>9月と11月の年2回開催</li> <li>9月は在校生、11月は主に新入学児の審査を行っている。</li> <li>○部会審査</li> <li>部会なし</li> <li>○就学指導委員会研修視察</li> <li>なし</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		不登校・いじめ問題等対策委員会、生徒指導対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月と2月の2回開催</li> <li>・内容：不登校やいじめ等に関する諸問題について、現状把握及び対応策に関する検討を行い、児童生徒への適切な指導や援助の推進に知る。</li> </ul>	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		不登校児対策研修講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不登校・いじめ対策担当者会議</li> <li>・対象：各学校の不登校・いじめ対策担当者</li> <li>・年6回開催</li> <li>・内容：指導上の課題や対応の仕方について情報交換したり、中学校区ごとに授業・活動参観したりし、指導に生かす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不登校情報交換会</li> <li>・対象：各学校の生徒指導担当者、子どもと親の相談員(H18～H19の国委託事業)、教育相談員、適応指導教室指導員</li> <li>・学期1回開催</li> <li>・内容：主に情報交換を行い、指導に生かす。</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
64	教育関係全体事項	教育相談研修会	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：40歳以下の教員</li> <li>年9回実施（うち2回は、ピアサポート研修を含む公開研修会を位置づけている）</li> <li>教育相談についての基礎的理論及び技術に関する研修を行いカウンセリングマインドを身に付け、教育相談技術認定の初級の取得を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育研究所にて研修会を実施</li> <li>教育相談についての基礎的理論及び技術に関する研修を行いカウンセリングマインドを身に付け、教育相談技術認定の初級の取得を目指す。</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
		教育相談、児童生徒生活学習相談員設置事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校支援員、スクールカウンセラー等の配置</li> <li>不登校や心の問題等の生徒の多様な悩みに対応できるように、学校支援員、スクールカウンセラー等の配置をしている。市内21校の中学校への平成19年度の配置状況は、以下のとおりである。</li> <li>学校支援員 21校</li> <li>スクールカウンセラー 21校</li> <li>生徒指導担当嘱託員 4校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スクールカウンセラー等の配置</li> <li>不登校や心の問題等の生徒の多様な悩みに対応できるように、スクールカウンセラー等の配置をしている。中学校への平成19年度の配置状況は、以下のとおりである。</li> <li>学校支援員 0人</li> <li>スクールカウンセラー 1人（県費）</li> <li>生徒指導担当嘱託員 0人</li> <li>スクールソーシャルワーカー 1人（県費）</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
		適応指導教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「まえばし『にじの家』」</li> <li>前橋市西片貝町5-7（平成2年度設置）</li> <li>指導員：3人</li> <li>○「はばたき」</li> <li>前橋市大渡町2-3-15（平成13年度設置）</li> <li>指導員：3人</li> <li>○「かがやき」</li> <li>前橋市粕川町新屋688-2（平成17年度設置）</li> <li>指導員：3人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「あすなる教室」</li> <li>富士見村大字田島866-1（平成18年度設置）</li> <li>指導員：2人（うち教育相談員1人）</li> </ul>	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		不登校傾向児童生徒の体験学習等	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校傾向児童生徒宿泊体験学習</li> <li>不登校傾向生徒職業体験学習</li> <li>不登校傾向生徒職業体験講座（匠）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校傾向児童生徒校外体験学習</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		こころの友派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：家庭にひきこもっている不登校児童生徒</li> <li>こころの友：大学生等3人を登録</li> <li>内容：家庭からの希望により、こころの友を家庭に派遣。</li> <li>原則として、1週間に1回、2時間程度</li> </ul>	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		JRC活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内のJRC主任会が中心に活動内容を計画し、県青少年赤十字奉仕団員の協力を得て、毎年8月に嶺小学校を主会場にして、JRCトレーニングセンターを開催している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校の判断で活動している。</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
64	教育関係全体事項	教育研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合教育プラザ内にあり、次の職員を置く。所長、所員、研究員、事務職員(研究員は市立学校教職員の中から委嘱する)[研究等]</li> <li>今日的な課題を中心にして、5つの研究班を作り週1回研究を行っている。</li> <li>教育相談技術認定(初級)の取得を目指す研修会を開催している。</li> <li>初任期(2・3・4年目)、15年目研修会、学級経営研修会、小学校国語、算数研修会を開催し、講義や演習、研究授業等を行っている。</li> <li>学校経営、情報教育、環境教育等普遍的・今日的課題について、9の研修講座を開設している。</li> <li>教育研究所運営審議会を有識者を交え年1回開催している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士見中学校内(実質は教委事務局内)にあり、所長、所員、研究員、教育相談員、適応指導教室を置く。また、担当校長を設けている。(研究員は市立学校教職員の中から委嘱する)[研究等]</li> <li>今日的な課題を中心にして、3部7班を作り[研究日]</li> <li>主に水、木曜日に月2～1回研究を行っている。[研究内容]</li> <li>学習指導、教育相談、学校経営に関すること。</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
		海外帰国等児童生徒日本語指導員派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>南米や中国をはじめとした海外からの就労者等の増加に伴い、その子女に対する日本語指導をするため、当該児童生徒の在籍する学校に指導員を派遣し、日本語指導及び生活への適応指導を行う。</li> <li>指導員：4人</li> <li>内容：各指導員が週4日間の勤務日の中で、該当校を訪問して当該児童生徒の指導を行う。</li> <li>回数：当該児童生徒に対して週2回(原則)</li> </ul>	・制度なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		中国等帰国児童生徒日本語教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国等から帰国または入国した直後の児童生徒及び帰国児童生徒の中で特に日本語運用力に支障のある児童生徒に対して日本語の特別指導を行うことにより、学校生活へのよりよい適応を図る。</li> <li>指導員：当該児童生徒の母語に応じて依頼</li> <li>内容：指導員が該当校を訪問して当該児童生徒の指導を行う。</li> <li>回数：1回2時間×週3回×4週を原則とする。</li> </ul>	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		教育広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>前橋市学校教育広報「前橋市学校教育」を年3回(7月、12月、3月)発行している。【主な内容】</li> <li>各種役員名簿・学校指導課の事業の紹介</li> <li>指定校等の取り組み・研修会等の報告・行事計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会だよりを村広報「広報ふじみ」の中に割り当て、月1回発行している。【主な内容】</li> <li>行事計画、家庭や地域との連携等</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
		学校評議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>人数 原則5人</li> <li>謝礼 無償</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人数 原則5人以内</li> <li>謝礼 年間3000円以内の物品で対応する。</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
64	教育関係全体事項	勤労体験学習農地の借用謝礼	・謝礼物品で対応する。(＠5,000円)	・各校が謝礼物品で対応する。	○前橋市の制度により調整する	
		外部協力者(ボランティア等)の傷害保険	・学校教育課予算で一括して加入している。	・県教委のボランティア保険に登録している。	○前橋市の制度により調整する	
		学校配当予算の執行事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校に配備された財務端末を操作して執行する。</li> <li>配当する予算の費目(原則) 消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、(備品の)修繕料、医薬材料費、手数料、備品購入費</li> <li>校長の決裁権</li> <li>教材需要(備品含む)で10万円未満</li> <li>*教材需要・・・ 直接学習の用に供するもの(管理の用に供するものは含まない)</li> <li>起案作成 各学校では、財務端末から打ち出す簡易起案のみ行い、正式な起案が必要なものは、学校教育課の各担当者が行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校に配備された財務端末を操作して執行する。</li> <li>配当する予算の費目(原則) 全部の節</li> <li>校長の決裁権なし。</li> <li>全部の節で10万円未満は実質校長決裁</li> <li>起案作成 概ね300,000円未満は各学校で起案し、年間委託や300,000円以上は教委事務局の担当者が行う。</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
		各種印刷物(共同印刷)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各校で使用する印刷物のうち、仕様が共通のものは、学校教育課でとりまとめて発注する。</li> <li>予算は学校配当予算から支払う。</li> <li>従来外注していた印刷物を、自校内の印刷で対応することにしたもの。 通知票、職員出勤簿、出席簿など</li> <li>引き続き外注で作成するもの 卒業証書、各種封筒など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>100,000円以上は村企画財政課で発注する。</li> <li>予算は学校配当予算から支払う。</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
		防犯カメラ	・全校に設置	・全小学校に設置	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		AED	・全校に配備	・全校に配備	○現行のまま新市に引き継ぐ	
	NHK放送受信契約	・1校あたり1契約(カラー放送)	・1校あたり1契約(カラー放送) (石井小学校と赤城山分校を除く)	○現行のまま新市に引き継ぐ		
	N T T 電話回線	・1校あたり、おおむね2回線	・1校あたり、おおむね2回線	○現行のまま新市に引き継ぐ		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
64	教育関係全体事項	機械機器賃貸借 (OA機器等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①複写機（コピー機）</li> <li>・賃貸借（保守業務を含む）で導入している。賃貸借料は学校教育課予算で支払い、保守料は学校配当予算で支払う。</li> <li>②印刷機</li> <li>・買い取りで導入している。購入費は課の予算。保守料（消耗品等含む）は学校配当予算で支払う。</li> <li>③ファックス</li> <li>・賃貸借（保守業務を含む）で導入している。賃貸借料は課の予算で支払う。</li> <li>④その他の機械機器</li> <li>・学校配当予算（備品購入費）で対応し、賃貸借による導入はしない。</li> </ul> <p>※旧大胡町、旧宮城村、旧粕川村で賃貸借により導入していたものは、賃貸借期間満了までは、賃貸借を継続している。（賃貸借料と同額を学校に配当する備品購入費から減額している）ただし、その後の賃貸借期間の延長や更新はしていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①複写機（コピー機）</li> <li>・賃貸借で導入している。賃貸借料及び保守料（消耗品等含む）は学校配当予算で支払う。</li> <li>②印刷機</li> <li>・賃貸借で導入している。賃貸料は学校配当予算で支払う。</li> <li>③ファックス</li> <li>・賃貸借（保守業務を含む）で導入している。賃貸借料は課の予算で支払う。</li> <li>④その他の機械機器</li> <li>・学校配当予算で対応している。賃貸借と備品購入がある。</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
		なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○赤城自然宿泊学習事業</li> <li>・小学校4年生を対象に1泊2日の日程で、赤城山分校での宿泊を通して、覚満淵や長七郎登山、星観察など自然の中で総合的な学習を行い、心豊かな環境教育を行う。（平成14年度から）</li> </ul>	○各学校等の自主事業として引き継ぐ		
		なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活体験学習等活動推進支援事業</li> <li>・自然との係わりや農業体験等を通して、幅広い人間性と知識を養うことを目的として、全学校へ活動推進費を交付。（19年度1校136,000円）</li> </ul>	○各学校の自主事業として引き継ぐ ・学校配当予算内での対応とする。		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋市教育研究所で、教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修を行っている。</li> <li>・市立学校の教職員で組織する前橋市教育研究会で、教育の振興を図り、職能の向上を目的とした活動を行っており、同会の研修事業に対して補助金を支出している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○富士見村教育研究所等運営費交付金</li> <li>・富士見村教育研究所運営費分200,000円</li> <li>・富士見村教育会運営費分500,000円</li> <li>○富士見村教育会は富士見村立小中学校の教職員で組織し、教育の振興を図り、文化の発展に貢献するとともに職能の向上を目的に昭和47年より活動している。</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時における児童生徒の病院等への搬送は、タクシー対応（タクシー券交付）している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員保健活動費交付金</li> <li>・児童生徒の学校での傷病時に、教師等が自車で自宅等へ送り届けた場合に燃料代 相当の交付金。（1回500円）</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			なし	○学校運営費交付金 ・学校運営を円滑に進めるために、校長に裁量権を持たせた予算として全学校に交付。 (19年度小学校32,000円、中学校63,000円)	○前橋市の制度により調整する ・学校に対する交付金はないが、学校運営を円滑に進めるために校長に裁量権を持たせた予算は、特色ある学校づくり支援事業（48ページに記載）の中で対応し、各学校に予算を配当する。	
			・学校行事における児童生徒の送迎用バスは、借り上げて対応し、費用は保護者から徴収する。	○教育委員会バス運営事業 ・大型バス1台を教委事務局に配置し、学校行事における児童生徒の送迎を行っている。 運転は業者委託。	○前橋市の制度により調整する ・学校行事における児童生徒の送迎は、他の市立小中学校と同じ取り扱いとする。	
65	社会教育委員		(社会教育法、前橋市社会教育委員条例、前橋市社会教育委員会議運営規則) ・定数 13人(非常勤特別職) 学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者、公募による一般市民 ・任期 2年 ・報酬 8,700円(日額) ・会議 定例会 年4回	(社会教育法、富士見村社会教育委員に関する条例) ○学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者 17人(定数 25人) ○任期 2年 ○報酬 7,800円(日額) ○会議 定例会 年2回	○前橋市の制度により調整する ・合併後の委員構成については、全体で各分野から15人以内とする。	
66	生涯学習推進本部		(前橋市生涯学習推進本部等設置運営要綱) ・生涯学習の総合的・効果的な推進を図るための庁内組織 本部長：市長、副本部長：副市長、教育長 本部委員(15人、関係部長) 幹事(38人、関係課長) 生涯学習担当者(55人、関係課、機関)	なし	○前橋市の制度により調整する	
67	生涯学習推進協議会		(前橋市生涯学習推進本部等設置運営要綱) ・生涯学習に関する施策の意見具申機関委員は市民各界代表6人。任期2年。	なし	○前橋市の制度により調整する	
68	生涯学習奨励員	生涯学習奨励員(推進員)	(前橋市生涯学習奨励員設置要綱) ○生涯学習奨励員 ・学習機会やグループづくりなど様々な学習情報を提供する“世話役さん”として、地域で活躍する学びのボランティア。 市内全自治会(252)に1人設置 任期：3年 無報酬 ・生涯学習奨励事務委託料 3,024千円(@12,000円×252自治会) ○新任生涯学習奨励員研修会及び生涯学習実践研究会の実施	○生涯学習推進員 各行政区に1名、全31人を委嘱。 地域における生涯学習の推進指導。 ・地区交付金558千円(18千円/31地区) 任期：2年 無報酬 ○生涯学習推進員を対象とした指導者研修会の実施。	○前橋市の制度により調整する ・奨励員の選出方法は1行政区1人を基本とする。 ・富士見村の地区交付金については、前橋市の制度の事務委託料として調整する。	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
68	生涯学習奨励員	生涯学習奨励員 連絡協議会	○生涯学習奨励員連絡協議会 ・生涯学習奨励員の全市組織 ・各種生涯学習事業を共催実施	○生涯学習推進員連絡協議会 ・生涯学習推進員の組織	○前橋市の制度により調整する	
69	社会教育指導員		(前橋市社会教育指導員設置に関する規則) ・1人(嘱託・中央公民館)	(富士見村社会教育指導員設置に関する規則) ・1人(非常勤)	○前橋市の制度により調整する ・指導員数、勤務条件、公民館職員との調整を進める。	
70	生涯学習関係	出前講座等	(それいけ!まえばし出前講座実施要綱) ○それいけ!まえばし出前講座 ・日ごろ行っているさまざまな仕事の内容や専門知識を「学習講座」という形で職員が出前するもの。8分野で71講座。 ・他に公益企業編(12)別枠メニュー(9)で構成。	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
		学校支援事業	○学校支援「寺子屋」事業 ・小学校の施設、地域の人材を活用した子どもの居場所づくり事業 (小学校45校中42校実施) ・寺子屋運営経費補助金 1,850千円 (既実施校@40千円、新規実施校@50千円)	なし		
		職場学習	○ワンポイント子育て講座 ・事業所の職員や各種団体の会員向けに10分程度の講座を実施。 (15館で実施。出張講座)	なし		
		町別学習	○町別学習「学びのつどい」 ・自治会が行う学習会に講師を派遣。	なし		
		生涯学習情報提供	○生涯学習情報紙の発行 ○ホームページ上で生涯学習団体及び指導者情報を提供。	○生涯学習情報等の提供は実施していない。		
		生涯学習フェスティバル	・ようこそ!わが町へ ・わが町広報紙まつり ・専修学校各種学校コーナー ・子ども書画展 ・市民ステージ など	なし		
		市民展覧会	・市民の芸術的創作活動の成果を公募、展示し広く市民の鑑賞に供する中で、芸術文化の振興と水準の向上に資する。 (美術・写真・書道)	なし		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		生涯学習人材バンク	(前橋市生涯学習人材バンク要綱) ○生涯学習人材バンク ・生涯学習の講師の登録	なし		
71	社会教育関係	成人教育	○成人教育(家庭・女性・高齢者教育・ボランティア) ・施策の企画立案、指導助言など ・ボランティア育成講座 ・PTA家庭教育活動指導者派遣事業 ・就学時検診等を活用した子育て講座 ・団塊の世代を対象にしたセカンドライフセミナー	○成人教育は公民館事業で実施	○前橋市の制度により調整する ・市村で地域に根ざした事業を展開しているので、地域性に考慮し、特色を生かした調整を進める。人権教育については、地域性に配慮しながら調整する。	
		人権教育	・集会所等における人権教育推進事業 ・人権教育指導者研修	・人権教育指導者研修会(県より委託事業)19年度	○人権教育(同和教育)については、地域性を考慮し、国県の流れの中で同和教育を人権教育として対応していく	
		団体育成事業	・前橋ボランティア連絡会(50,000円) ・前橋ユネスコ協会(50,000円) 国際理解バス・講演会を共催実施 ・前橋市地区婦人会連絡協議会(200,000円) ・高齢者自主学习団体連絡協議会(50,000円) ・生涯学習奨励員連絡協議会(152,000円) ・生涯学習まちづくり補助事業補助金(750,000円 @30,000円×25自治会) ・前橋小中養護学校PTA連合会(100,000円)	・生涯学習推進員連絡協議会(600,000円) ・視聴覚教育研究会(40,000円) ・富士見村PTA連合会(100,000円)	○地域性を考慮し、前橋市の制度により調整する ・類似団体の実情を考慮して、統合できるよう調整する。  ・補助金については、過去の実績を踏まえ、前橋市の基準により調整する。	
		共催・後援、顕彰事業	○共催・後援事業 ・各種文化団体からの共催・後援申請の承認事務 ○顕彰事業 ・社会教育活動功労者顕彰(25人以内)	○共催・後援事業 ・各種団体からの共催・後援申請の承認事務	○前橋市の制度により調整する	
72	社会教育施設		区分 個所数 利用人数 中央公民館 1 179,074人 地区公民館 14 432,474人 分館 1 2,777人 集会所 4 11,786人 コミュニティセンター 4 137,781人 臨江閣 1 12,748人 (18年11月から改修工事のため休館中)	区分 個所数 利用人数 中央公民館 1 74,417人 (18年度)	○前橋市の制度により調整する ・富士見村の中央公民館を前橋市の地区公民館として位置づける。	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
73	公民館運営審議会	公民館運営審議会	(社会教育法、前橋市公民館条例、前橋市公民館運営審議会規則) ○公民館運営審議会 中央公民館主管 ・定数 20人(非常勤特別職) 学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者、公募による一般市民 ・任期 2年(再任可) ・報酬 8,700円(日額)	なし	○前橋市の制度により調整する ・公民館運営審議会委員は、20人以内とする。	
		公民館運営推進委員会	(前橋市公民館運営推進委員会規則) ○公民館運営推進委員会 14地区公民館に設置 ・定数 10人 学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者 ・任期 2年(再任可) ・委員謝礼 3,000円(年額)	なし	○前橋市の制度により調整する。 ・公民館運営推進委員会委員は、10人以内とする。	
74	公民館職員		(公民館の設置及び運営に関する基準) ・139人(正規職員100・嘱託8・臨時7・派遣24) 詳細は、別表1参照 ・中央・大胡・宮城・粕川公民館の職員以外は出張所職員と兼務、司書・派遣は図書室専任。	館長 1人(教育長兼務) 副館長 1人(兼) 事務局次長 1人(兼) 係長 1人(兼) 主査 1人(兼) 主任 1人(兼) 主事 1人(兼)	○前橋市の制度により調整する	
75	公民館事業	家庭教育学級	・父母や保護者が子どもの生活や教育の問題についての切実な関心を具体的に考え合い、専門家の助言を得ながら、子どもを健やかに育てる知識と実践力を養うための学習と連帯の場。 ・栄養教室、親子でリズム遊び、ゆとりある子育てなど、15館で実施(15学級)。	○家庭教育学級 ・親子教室 1～3歳児を持つ母親を対象に、親子遊びを中心として子どもとの関わり方や家庭教育について学ぶ教室 ・子育て教室 3～6歳児を持つ母親を対象に、子育てと家庭教育について学ぶ教室	○前橋市の制度により調整する ・ただし、富士見村で独自に実施している事業については、それぞれの地域の実情、実績を考慮し、調整する。	
		高齢者教室	・高齢者が自ら高齢期にふさわしい社会能力を養い、自立的な生活・生きがいのある生涯を過ごせるよう集団的に学び活動する。 ・高齢者の生きがいについて、金融講座、医療と介護など15館で実施(15学級)	○高齢者教室 ・村内在住の60歳以上の人を対象に日常生活に必要な知識、技術を学ぶ教室		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
75	公民館事業	公民館講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における住民の生活課題、地域課題を住民自らが考え学習する機会の場。</li> <li>テレビを知ろう、食環境、身近な環境問題在宅介護講座など。</li> </ul> 15館で実施（15講座）	○公民館講座（平成19年度） 地域における住民の生活課題や地域課題、その他生涯学習社会に対応した様々な学習の機会を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史文化財講座</li> <li>子ども英会話講座</li> <li>大人英会話講座</li> <li>子ども伝統文化継承教室（茶道、装道）</li> <li>子ども星空教室</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する ・ただし、富士見村で独自に実施している事業については、それぞれの地域の実情、実績を考慮し、調整する。	
		市民講座	（前橋市公民館定期講座受講手数料条例） ・様々な分野から第一線で活躍する講師を招く。 ※受講手数料 840円	・様々な分野から第一線で活躍する講師を招く ・文化協会主催、教育委員会後援の文化講座 ※受講無料		
		赤城山を描く絵画展	○赤城山を描く絵画展（ぐんまフラワーパーク） 赤城山及び周辺の風景、風俗、行事等を題材とした日本画、洋画、切り絵等の作品展	なし		
		キャリアデザイン支援講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>定年を迎えようとしている市民等に対し、人生の充実や地域参加を目的とした学習を進める場。</li> <li>自然観察、高齢期の健康、地域の中での社会参加など 1館で実施。</li> </ul>	なし		
		地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民相互の連帯意識を育てるとともに、地域づくりの推進を図る。</li> <li>子どもの広場、高齢者との交流会、季節の行事（しめ縄づくりなど）伝統の凧づくり、地区美術作品展、ボランティア講座など。</li> <li>地区館14館で実施</li> </ul>	なし		
		文化祭	○文化祭（公民館文化祭・地区文化祭） ・公民館や地域で活躍する団体、グループが一堂に会し、日頃の学習の成果を発表し、交流を図るとともに、広く市民に公開する。 ・15館で実施	○公民館展示事業 ・1階・2階のロビーを開放 ・各種団体の作品を1か月交代で展示 ○村民文化祭（文化協会に委託） 村文化協会へ運営委託、委託金65万円 11月初旬から11月下旬 中央公民館 美術展、写真展、詩吟発表会、菊花展、書道展、手芸展、陶芸展、盆栽展、名作映画会、郷土資料展、古美術展、短歌会、俳句会、囲碁大会、将棋大会、子供映画会、呈茶会、芸能発表会		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
75	公民館事業	世代間交流事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における人々との交流と連帯感の醸成、生活文化の発展的継承を図る。また、地域の歴史と生活に根ざす伝統芸能の発掘・継承を積極的に進める。</li> <li>水鉄砲づくり、わら細工づくり、しめ飾りづくり、凧づくり、手打ちうどんづくりなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少推親子グランドゴルフ大会</li> <li>村民文化祭時に長寿会と子育連によるグランドゴルフ大会</li> </ul>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、富士見村で独自に実施している事業については、それぞれの地域の実情、実績を考慮し、調整する。</li> </ul>	
		少年教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>15館で実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし (平成17年度までは、中央公民館で実施したが、18年度以降は児童館に移行。)</li> </ul>		
		環境保護実践講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保護、自然保護に関する実践的で体験的な学習を行う。</li> <li>リサイクルについて、自然観察会、地域の自然を調べるなど</li> <li>1館で実施</li> </ul>	なし		
		情報提供・相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>各館で公民館報を発行(月1回)</li> <li>学習相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>村の広報で教育委員会のおしらせで対応。</li> </ul>		
		読書普及事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公民館図書室(11館)</li> <li>図書資料の提供</li> <li>図書資料の収集と整理</li> <li>集会活動と読書普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館図書室(1館)</li> <li>図書資料の提供</li> <li>図書資料の収集と整理</li> </ul>		
		地域活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>秋元歴史祭り</li> <li>上泉伊勢守生誕500年祭</li> <li>下川淵カルタ作成支援</li> <li>横手町安来節保存会育成支援</li> <li>観光ボランティア講座(ばらガイド講座)</li> </ul>	なし		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考																																										
76	公民館等	公民館の運営・管理	<p>(前橋市公民館条例、前橋市公民館利用に関する条例、前橋市公民館利用規則、前橋市公民館利用取扱要綱、前橋市公民館陶芸窯利用に伴う実費徴収要綱)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁管内 中央公民館1館</li> <li>・支所・出張所管内 地区公民館14館 (支所・出張所、図書室等を併設)</li> </ul> <p>①中央公民館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開館時間、休館日</li> <li>ア 開館時間 9:00～22:00</li> <li>イ 休館日 年末年始 他に臨時休館</li> </ul> <p>②地区公民館(14館・1分館・4集会所)</p> <p>上川淵公民館、下川淵公民館、芳賀公民館、桂萱公民館、東公民館、元総社公民館、総社公民館、南橋公民館、清里公民館、永明公民館、城南公民館、大胡公民館、宮城公民館、粕川公民館</p> <p>上川淵公民館上北分館</p> <p>総社公民館桜が丘集会所</p> <p>宮城公民館鼻毛石集会所</p> <p>粕川公民館込皆戸集会所</p> <p>粕川公民館膳集会所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開館時間、休館日</li> <li>ア 開館時間 9:00～22:00</li> <li>イ 休館日 毎月第1月曜日及び第3月曜日 休日、年末年始 他に臨時休館</li> </ul>	<p>(富士見村立公民館の設置及び管理等に関する条例富士見村立公民館管理規則)</p> <p>①富士見村中央公民館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開館時間、休館日</li> <li>ア 開館時間 9:00～22:00</li> <li>イ 休館日 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合は火曜日、年末年始他に臨時休館日</li> </ul> <p>②該当なし</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋市の公民館運営を基本に調整を進める。</li> <li>・使用料、実費徴収金、減免基準などについては、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後段階的に調整する。</li> </ul> <p>・公民館の休館日については、前橋市の地区公民館の制度で調整する。</p>																																											
		使用料・実費徴収金(陶芸窯)	<p>○使用料・実費徴収金(陶芸窯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館・コミュニティセンター使用料、実費徴収金は4年ごとに見直しを行っている。</li> <li>・大胡・宮城・粕川との合併後3年を経過した19年度に使用料の見直しを行ったが、改正は見送った。</li> <li>・現在の使用料は18、19年度に改正したもの。次回は、22年度以降改正予定。</li> </ul> <p>○中央公民館使用料 別表2参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区公民館 省略</li> </ul> <p>※使用料の減免制度あり</p>	<p>使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9～12時</th> <th>午後13～17時</th> <th>夜間18～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>2,620円</td> <td>3,150円</td> <td>3,670円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>1,050円</td> <td>1,260円</td> <td>1,570円</td> </tr> <tr> <td>第1講義室</td> <td>840円</td> <td>1,050円</td> <td>1,260円</td> </tr> <tr> <td>第2講義室</td> <td>520円</td> <td>630円</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>第1研修室</td> <td>840円</td> <td>1,050円</td> <td>1,260円</td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td>840円</td> <td>1,050円</td> <td>1,260円</td> </tr> <tr> <td>第1実習室</td> <td>1,260円</td> <td>1,570円</td> <td>1,890円</td> </tr> <tr> <td>第2実習室</td> <td>520円</td> <td>630円</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>第1会議室</td> <td>520円</td> <td>630円</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>520円</td> <td>630円</td> <td>730円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○使用料の減免</p> <p>社会教育関係団体が利用する場合は減免</p>	区分	午前9～12時	午後13～17時	夜間18～22時	講堂	2,620円	3,150円	3,670円	視聴覚室	1,050円	1,260円	1,570円	第1講義室	840円	1,050円	1,260円	第2講義室	520円	630円	730円	第1研修室	840円	1,050円	1,260円	第2研修室	840円	1,050円	1,260円	第1実習室	1,260円	1,570円	1,890円	第2実習室	520円	630円	730円	第1会議室	520円	630円	730円	第2会議室	520円	630円	730円
区分	午前9～12時	午後13～17時	夜間18～22時																																													
講堂	2,620円	3,150円	3,670円																																													
視聴覚室	1,050円	1,260円	1,570円																																													
第1講義室	840円	1,050円	1,260円																																													
第2講義室	520円	630円	730円																																													
第1研修室	840円	1,050円	1,260円																																													
第2研修室	840円	1,050円	1,260円																																													
第1実習室	1,260円	1,570円	1,890円																																													
第2実習室	520円	630円	730円																																													
第1会議室	520円	630円	730円																																													
第2会議室	520円	630円	730円																																													

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
76	公民館等	使用料の算出基礎	<p>・公民館の使用料は、中央公民館・上川淵公民館以降の新築公民館、その他の公民館の3区分の基準単価を用いて算定。</p> <p>・コミュニティセンター使用料は上川淵公民館以降の新築公民館の基準を準用。</p> <p>中央公民館 27円/㎡                      上川淵公民館以降の新築公民館                      (上川淵・下川淵・芳賀・桂萱・元総社・南橋・清里・永明・城南) 22円/㎡                      その他の公民館                      (総社・東・大胡・宮城・粕川・上北分館・桜が丘集会所・鼻毛石集会所・込皆戸集会所・膳集会所) 18円/㎡                      コミュニティセンター                      (第二・第三・第五) 22円/㎡                      (第四) 30円/㎡</p> <p>※使用料の算出方法</p> <p>・設備費(土地・建物)、維持管理費を基に、公共性による調整(軽減率=0.5)を加えながら、1日1㎡あたりの単価(円/㎡)を算出。</p> <p>・1日1㎡あたりの単価(円/㎡)×部屋面積=1日の使用料                      (午前) = 1日の使用料÷11時間×3時間                      (午後) = 1日の使用料÷11時間×4時間                      (夜間) = 1日の使用料÷11時間×4時間</p>	<p>※使用料の算出基礎</p> <p>開館時(昭和55年)に設定後改正なし</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <p>・前橋市の公民館運営を基本に調整を進める。</p> <p>・使用料、実費徴収金、減免基準などについては、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後段階的に調整する。</p>	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考																																											
76	公民館等	陶芸窯実費徴収金の算出基礎	<p>①電気窯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「基本料金分」+「従電力量料金分」により時間単価を算出し、素焼きについては平均5時間、本焼きについては平均1.2時間使用することとして徴収。</li> </ul> <p>ア 基本料金分</p> <table border="0"> <tr><td>1時間あたりの基本料金</td><td></td></tr> <tr><td>22kw</td><td>86.82円</td></tr> <tr><td>10kw 11kw</td><td>39.46円</td></tr> <tr><td>6kw</td><td>23.67円</td></tr> <tr><td>4kw</td><td>15.78円</td></tr> </table> <p>イ 従電力量料金分</p> <table border="0"> <tr><td>1時間あたりの従電力量料金</td><td></td></tr> <tr><td>22kw</td><td>246.40円</td></tr> <tr><td>10kw 11kw</td><td>112.00円</td></tr> <tr><td>6kw</td><td>67.20円</td></tr> <tr><td>4kw</td><td>44.80円</td></tr> </table> <p>ウ 1時間あたりの実費徴収金</p> <p>ウ = (ア+イ) × 消費税</p> <p>※10円未満切捨て</p> <p>②ガス窯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ガス使用料金(1m<sup>3</sup>当たりの単価)」×「1時間当たりのm<sup>3</sup>数(小圧)」により時間単価を算出し、素焼きについては平均5時間、本焼きについては平均1.2時間使用することとして徴収。</li> </ul> <p>ア ガス使用料金(1m<sup>3</sup>当たりの単価)</p> <table border="0"> <tr><td>素焼き</td><td>273円(税込み)</td></tr> <tr><td>本焼き</td><td>273円(税込み)</td></tr> </table> <p>イ 1時間当たりのm<sup>3</sup>数(小圧)</p> <table border="0"> <tr><td>素焼き</td><td>1.00m<sup>3</sup></td></tr> <tr><td>本焼き</td><td>1.80m<sup>3</sup></td></tr> </table> <p>ウ 1時間当たりの実費徴収金</p> <p>ウ = ア × イ</p> <p>○実費徴収金</p> <table border="0"> <tr><td>22kw電気窯</td><td>素焼き1,700円</td><td>本焼き4,080円</td></tr> <tr><td>10kw11kw電気窯</td><td>素焼き750円</td><td>本焼き1,800円</td></tr> <tr><td>6kw電気窯</td><td>素焼き450円</td><td>本焼き1,080円</td></tr> <tr><td>4kw電気窯</td><td>素焼き300円</td><td>本焼き720円</td></tr> <tr><td>ガス窯</td><td>素焼き1,360円</td><td>本焼き5,890円</td></tr> </table> <p>(※素焼き5時間、本焼き12時間)</p>	1時間あたりの基本料金		22kw	86.82円	10kw 11kw	39.46円	6kw	23.67円	4kw	15.78円	1時間あたりの従電力量料金		22kw	246.40円	10kw 11kw	112.00円	6kw	67.20円	4kw	44.80円	素焼き	273円(税込み)	本焼き	273円(税込み)	素焼き	1.00m <sup>3</sup>	本焼き	1.80m <sup>3</sup>	22kw電気窯	素焼き1,700円	本焼き4,080円	10kw11kw電気窯	素焼き750円	本焼き1,800円	6kw電気窯	素焼き450円	本焼き1,080円	4kw電気窯	素焼き300円	本焼き720円	ガス窯	素焼き1,360円	本焼き5,890円	なし	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋市の公民館運営を基本に調整を進める。</li> <li>・使用料、実費徴収金、減免基準などについては、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後段階的に調整する。</li> </ul>	
1時間あたりの基本料金																																																	
22kw	86.82円																																																
10kw 11kw	39.46円																																																
6kw	23.67円																																																
4kw	15.78円																																																
1時間あたりの従電力量料金																																																	
22kw	246.40円																																																
10kw 11kw	112.00円																																																
6kw	67.20円																																																
4kw	44.80円																																																
素焼き	273円(税込み)																																																
本焼き	273円(税込み)																																																
素焼き	1.00m <sup>3</sup>																																																
本焼き	1.80m <sup>3</sup>																																																
22kw電気窯	素焼き1,700円	本焼き4,080円																																															
10kw11kw電気窯	素焼き750円	本焼き1,800円																																															
6kw電気窯	素焼き450円	本焼き1,080円																																															
4kw電気窯	素焼き300円	本焼き720円																																															
ガス窯	素焼き1,360円	本焼き5,890円																																															

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
76	公民館等	公民館における 役務等業務委託 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常駐警備業務委託 : 1 館</li> <li>・設備管理運転業務委託 : 1 館</li> <li>・清掃業務委託 : 1 4 館</li> <li>・機械警備業務 : 1 5 館</li> <li>・自家用電気工作物保守点検業務委託 : 1 3 館</li> <li>・エレベーター保守点検業務委託 : 2 館</li> <li>・し尿浄化槽清掃業務委託 : 6 館 (上北分館、桜が丘集会所含む)</li> <li>・空調機保守点検業務委託 : 1 3 館</li> <li>・自動ドア保守点検業務委託 : 1 2 館</li> <li>・消防設備保守点検業務委託 : 1 6 館 (上北分館、桜が丘集会所含む)</li> <li>・ダムウエーター保守点検業務委託 : 1 館</li> <li>・ピアノ調律業務委託(上北含む) : 1 5 館</li> <li>・電子複写機賃貸借(市民サービス用) : 1 館</li> <li>・電子複写機賃貸借 : 1 5 館</li> <li>・ファクシミリ賃貸借 : 1 2 館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備業務委託</li> <li>・清掃業務委託</li> <li>・自家用電気工作物保守点検業務委託</li> <li>・エレベーター保守点検業務委託</li> <li>・空調機器保守点検業務委託</li> <li>・消防設備保守点検業務委託</li> <li>・図書室延長業務委託</li> <li>・ピアノ調律点検</li> <li>・複写機の賃貸借</li> <li>・電話設備機器賃貸借</li> <li>・浄化槽保守管理委託</li> <li>・特殊建物定期調査業務委託</li> <li>・庭木管理委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前橋市の制度により調整する。</li> <li>・前橋市の公民館運営を基本的に調整を進める。</li> </ul>	
		コミュニティセ ンターの運営管 理等	<p>(前橋市コミュニティセンターに関する条例、前橋市コミュニティセンターに関する条例施行規則、前橋市コミュニティセンター使用料の減免に関する規則、陶芸窯利用に伴う実費徴収要綱)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティセンターは、生涯学習等の需要の増大に対応する施設として、本庁館内の5つの中学校区に設置し、地区公民館が配置されている支所出張所管内との均衡を保つ目的で設置されている。</li> <li>・第二・第三・第四・第五は設置済。</li> <li>・第一は調査検討中。</li> </ul> <p>○コミュニティセンターの運営・管理 (第二・第三・第五コミュニティセンターは、管理運営委員会を指定管理者に指定)</p> <p>ア 開館時間 9:00～22:00 イ 休館日 月に1日、年末年始 他に臨時休館</p>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行のまま新市へ引き継ぐ。</li> </ul>	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考																																				
76	公民館等	コミュニティセンターの運営管理等	<p>・コミュニティセンター使用料・実費徴収金の算出基礎については、公民館の欄に記載済</p> <p>○使用料 ※第二コミュニティセンター（前橋市保健センターに併設） 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9～12時</th> <th>13～17時</th> <th>18～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1集会室</td> <td>420</td> <td>520</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>360</td> <td>520</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>造形創作室</td> <td>310</td> <td>470</td> <td>470</td> </tr> <tr> <td>第1和室</td> <td>310</td> <td>420</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>第2和室</td> <td>310</td> <td>420</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>520</td> <td>680</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td>1780</td> <td>2360</td> <td>2360</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>1150</td> <td>1520</td> <td>1520</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第三・第四・第五コミュニティセンター使用料等については、前出の算定方法により設定</p>	使用区分	9～12時	13～17時	18～22時	第1集会室	420	520	520	第2集会室	360	520	520	造形創作室	310	470	470	第1和室	310	420	420	第2和室	310	420	420	視聴覚室	520	680	680	ホール	1780	2360	2360	調理実習室	1150	1520	1520	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		使用区分	9～12時	13～17時	18～22時																																					
		第1集会室	420	520	520																																					
第2集会室	360	520	520																																							
造形創作室	310	470	470																																							
第1和室	310	420	420																																							
第2和室	310	420	420																																							
視聴覚室	520	680	680																																							
ホール	1780	2360	2360																																							
調理実習室	1150	1520	1520																																							
臨江閣の運営管理等	<p>（市臨江閣本館・別館及び茶室の管理運営に関する要項）</p> <p>○臨江閣の運営・管理</p> <p>ア 開館時間 9：00～22：00</p> <p>イ 休館日 第1・第3月曜</p> <p>他に臨時休館（年末・年始など）</p> <p>・別館の利用に関しては公民館利用に関する条例を準用（本館は県指定重要文化財・別館は市指定重要文化財）</p> <p>○臨江閣貸付料 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>貸付料（1回）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別館 大広間</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>第1和室</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>第2和室</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>第3和室</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>第4和室</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>第5和室</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>洋式会議</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>○臨江閣における業務委託 管理業務：（社）シルバー人材センターへ委託 設備保守点検業務：業者委託</p>	使用区分	貸付料（1回）	別館 大広間	2,000	第1和室	200	第2和室	200	第3和室	200	第4和室	300	第5和室	300	洋式会議	1,000	茶室	500	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ																					
使用区分	貸付料（1回）																																									
別館 大広間	2,000																																									
第1和室	200																																									
第2和室	200																																									
第3和室	200																																									
第4和室	300																																									
第5和室	300																																									
洋式会議	1,000																																									
茶室	500																																									
婚礼衣装貸出	なし	<p>○富士見村の婚礼衣装貸出事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士見村婚礼衣装の使用料等に関する条例</li> <li>・婚礼衣装貸出（26件）（18年度）</li> </ul>	<p>○廃止の方向で調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士見村婚礼衣装の使用料等に関する条例は廃止する。</li> <li>・事業の継続については、引き受け団体に業務を引き継ぐことで検討していく。</li> </ul>																																							

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
77	青少年教育関係 事業	青少年（中学生等）海外派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中高生を対象とする。</li> <li>・オーストラリア シドニー市</li> <li>・48人（中高生）</li> <li>・15日（機内泊2泊・ホームステイ13泊）</li> <li>・内容（英語研修、授業参加、スポーツ交流、市内見学、フェアウェル・パーティー）</li> <li>・個人負担金 120,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○富士見中学校</li> <li>・オーストラリア ユマイナ高 20人（富士見中）（19年度）</li> <li>・10泊12日</li> <li>○一般 対象者は、富士見村に居住する者で満12歳以上25歳までの人</li> <li>・10日以上</li> <li>研修事業の補助金の額は実費旅費の2分の1以内で20万円を限度。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前橋市の制度により調整する</li> <li>・富士見村の現在の事業を継続し、その後、前橋市の制度への統合に向け、調整を図る。</li> <li>・一般については廃止する。</li> </ul>	
		少年の主張	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年が日常生活を通して日頃考えていることを発表</li> <li>・参加校24校（附属・共愛・創世中学部、平成19年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○富士見村青少年主張大会（12月）</li> <li>青少年が日常生活を通して日頃考えていることを発表</li> <li>各小中学校1名代表及び県主催事業の参加者、中学生国外研修参加者2名、一般青年国外派遣参加者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前橋市の制度により調整する</li> </ul>	
		青少年健全育成大会（事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顕彰、地区活動の発表、健全育成活動の啓発等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年主張大会と同様</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前橋市の制度により調整する</li> <li>・青少年健全育成大会、のびゆくこどものつどい、前橋の子どもを明るく育てるための標語</li> <li>・ポスターについては、前橋の方式を基本に調整する。</li> </ul>	
		のびゆくこどものつどい等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月29日～5月28日にかけて、市内23地区で実施。</li> <li>・本庁管内は各小学校、出張所管内は公民館単位で開催。</li> <li>・物づくりや体験活動を通して、家庭・学校・地域の連携、協力をはかり青少年の健全育成に寄与。</li> <li>・参加人数32,669人の参加</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前橋市の制度により調整する</li> <li>・前橋市の制度を富士見村に拡大する。</li> </ul>	
		標語・ポスターコンクール・「リーフレット」作成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋の子どもを明るく育てるための標語・ポスターコンクール・「リーフレット」作成</li> </ul>	なし		
		緑の少年団育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内47小学校及び広瀬川河畔緑の少年団</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学4校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行のまま新市に引き継ぐ</li> <li>・市村とも共通事業のため、継続実施する。</li> </ul>	
		青少年指導者育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スマイル・キッズ・キャンプ</li> <li>・7月28日～29日赤城少年自然の家にてキャンプを実施。（2週間前に事前学習）</li> <li>・野外活動や共同生活を通じて仲間との協調性や思いやりの心、リーダーシップを身につける。</li> <li>・参加者 27人（市内小学3～6年生）</li> <li>・主体 前橋VYS</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前橋市の制度により調整する</li> <li>・前橋市の制度を富士見村に拡大する。</li> </ul>	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
77	青少年教育関係 事業	青少年問題協議 会	○青少年問題協議会 ・委員 19人(市長委嘱)	○青少年問題協議会 委員 26人	○前橋市の制度により調整する ・委員数は20人以内で調整する。	
		地区青少年健全 育成会	○地区青少年健全育成連絡協議会(19地区) ・青少年の保護と健全育成を図り、非行のない 明るい地域社会を確立することを目的とする。 ・各地区での健全育成活動の中核となり、さま ざまな事業に係わる。 ・6専門部を置く。	なし	○前橋市の制度により調整する ・市青少年健全育成会連絡協議会は、各地区青少 年健全育成会(前橋19地区と富士見地区)20 地区を基本に構成する。 ・地区青少年健全育成会を設置することを基本とす る。	
		青少年健全育成 連絡協議会	○前橋市青少年健全育成連絡協議会 ・地区青少年健全育成会相互の連絡協調を図 り、活動を効果的に推進し、健全育成に寄与 することを目的とする。 ・青少年健全育成会専門部長会議(年2回)を 開催し研修と情報交換を行う。 ・「青少年健全育成会の活動」発行	なし		
		地区青少年育成 推進委員会	○地区青少年育成推進委員会(19地区) ・青少年育成推進員 県知事・教育長併任委嘱406人 ・青少年の健全育成、非行防止対策を推進する ことを目的とする。 ・定例パトロール ・環境実態調査(青少年のたまり場や有害図書 等自動販売機等の実態調査を行う) ・青少年健全育成会と協力して、地域活動を行 う。	○富士見村青少年育成推進員連絡協議会 ・(県知事・村長委嘱30人) 協力員地区2人×30地区=60人 ・推進員・協力員合同研修会 ・区民会議(30地区) ・防犯パトロール ・青少年スポーツ大会 ・機関紙「すこやか」年2回発行  ※青少年育成推進員会を兼ねる	○前橋市の制度により調整する ・地区青少年育成推進員については、富士見村の 現在の青少年育成推進員連絡協議会を地区青少 年育成推進員会とすることで調整する。	
		青少年育成推進 員連絡協議会	○前橋市青少年育成推進員連絡協議会 (県知事・教育長併任委嘱406名) ・「推進員活動」の発行 ・青少年の健全育成・非行防止策を推進 ・定例会にて問題点の検討等 ・駅周辺のパトロールや有害図書等自動販売機 等の実態調査 ・電話ボックスのチラシ等実態調査		○前橋市の制度により調整する ・市青少年育成推進員連絡協議会については、各 地区青少年育成推進員会(前橋19地区と富士見 地区)20地区を基本とする。	
	子ども会育成団 体連絡協議会	○前橋市子ども会育成団体連絡協議会 ・企画部、組織部、広報部、指導部、体育部、 文化部 ・子ども会247団体、18,574人 ・23地区に地区子育連 ・育成研究会、スマイルボウリング大会、書画 展、上毛かるた競技大会 ・地区行事講師派遣	○子ども会育成会連合会 ・子ども会 30団体 ・優良子ども会の表彰 ・子ども会ジャンボカルタ大会 ・子ども会スポーツチャンバラ大会 ・リーダーキャンプ(小中学生対象1泊2日) ・子ども会指導者講習会(小中学生対象1回) ・子ども会育成会指導者講習会 (育成指導者対象1回)	○前橋市の制度により調整する ・ただし、富士見村で独自に実施している大会 等については、地域の実情、実績を考慮し調整 する。		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
77	青少年教育関係事業	遊び場利用推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内45小学校中39校で実施</li> <li>放課後の学校を遊び場として利用</li> <li>実施場所：主に校庭・特別教室等</li> <li>指導員2名が児童の安全と集団活動を見守る。</li> <li>指導員：保護者や地域の方 各学校施設利用運営委員会より推薦。教育長が委嘱。</li> <li>有償ボランティア</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊び場利用事業については、前橋市の制度により調整する</li> <li>前橋市の制度を富士見村に拡大する。</li> </ul>	
		青少年団体育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年健全育成会 (2,627千円)</li> <li>青少年育成推進委員会 (630千円)</li> <li>子ども会育成団体連絡協議会 (1,006千円)</li> <li>ボーイスカウト前橋地区協議会 (100千円)</li> <li>ガールスカウト前橋市連絡協議会 (100千円)</li> <li>前橋市青年団 (50千円)</li> <li>前橋市VYS連絡協議会 (53千円)</li> <li>緑の少年団 (小学校40千円、広瀬川220千円)</li> <li>ホリデーイン前橋実行委員会 (650千円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年育成推進員連絡協議会 (1,450千円)</li> <li>子ども会育成会連合会 (450千円)</li> <li>富士見VYS (80千円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行のまま新市に引き継ぎ、合併後段階的に調整する</li> </ul>	
		学校施設利用委員会補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>通称ビバビバクラブ</li> <li>夏休み中の学校を利用し、児童の居場所を確保する団体に対しての補助 1団体100千円</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前橋市の制度により調整する</li> <li>前橋市の制度を富士見村に拡大する。</li> </ul>	
78	成人祝	成人式	<ul style="list-style-type: none"> <li>新成人を全市をあげて祝福し励ます</li> <li>開催日：成人の日の前日の日曜日</li> <li>会場：グリーンドーム前橋 (H20.1.13より)</li> <li>該当者：市内に住民登録のある新成人 (外国人も含む)</li> <li>式典内容：アトラクション、式典、はたちのつどい</li> <li>H19予算額：6,429千円</li> <li>その他：市外転出者も参加可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成人式</li> <li>富士見村中央公民館</li> <li>成人の日の前日</li> <li>村内に住民登録及び富士見中学校卒業生</li> <li>式典内容：式典、恩師との談話コーナー及びアトラクション</li> <li>H19予算額：719千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前橋市の制度により調整する</li> <li>一会場・一括開催で調整する。</li> </ul>	
79	児童文化センター	運営・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>開館時間 9:00～16:00</li> <li>休館日</li> <li>①月・火曜日</li> <li>②国民の祝日に関する法律に規定する休日 (こどもの日及び文化の日を除く)</li> <li>③年末年始 (12月29日から1月3日)</li> <li>④毎月第2木曜日 (館内整理日)</li> <li>※ただし、前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則で規定する夏季休業中は全日開館</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行のまま新市に引き継ぐ</li> </ul>	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
79	児童文化センター	施設状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1階 事務室・ホール 509.07㎡</li> <li>・ 2階 学習室・視聴覚室 254.8㎡</li> <li>・ 3階 チャレンジコーナー 246.4㎡</li> <li>図書室</li> <li>・ 4階 プラネタリウム室 127.7㎡</li> <li>天体望遠鏡室</li> <li>・ 敷地面積 1,137.97㎡</li> </ul> (平成19年4月1日現在)	なし	前ページに記載	
		使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラネタリウム 無料</li> <li>・ ゴーカート 一周100円</li> </ul>	なし		
		運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員15人(教育長委嘱)</li> </ul>	なし		
		団体育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野メダカを育てる会</li> <li>・ 前橋少年少女発明クラブ</li> </ul>	なし		
80	青少年補導センター	青少年補導センター運営・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年補導センター概要</li> <li>・ 青少年の健全育成と非行防止のため補導、相談、環境浄化、広報啓発等の業務を行っている。</li> <li>・ 職員 正規職員4人 嘱託職員1人 臨時職員2人 兼務所員(青少年課) 8人 相談指導員(嘱託職員) 6人</li> <li>・ 青少年補導センター補導員204人(教育委員会委嘱) (小・中・高校教諭、防犯委員、少年補導員、青少年育成推進員、PTA等)</li> <li>・ 青少年補導センター指導員 5人(警察署職員から教育長が委嘱)</li> <li>・ 青少年補導センター青少年相談員 5人(学識経験者から教育長が委嘱)</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前橋市の制度により調整する</li> <li>・ 前橋市の制度を富士見村へ拡大する。</li> </ul>	
		補導活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 街頭補導実施回数 504回(平成18年度)</li> <li>・ 定例補導…水・土・日を除く毎日</li> <li>・ 時間帯：13:30～、16:00～、18:00～、19:00～、20:00～</li> <li>・ 特別補導…土曜日補導・市の祭事時</li> <li>・ 補導活動延従事者数 2,410人(平成18年度)</li> </ul>	なし		

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
80	青少年補導センター	相談活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来所相談・電話相談</li> <li>・相談総回数 1, 508件 (平成18年度)</li> <li>・開設日 月～土曜日</li> <li>・相談時間 月～金 9:00～19:00 土 9:00～17:00</li> <li>・メールによる来所予約 アドレス soudan@staff.menet.ed.jp</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談事業</li> <li>・いじめ、不登校、学校不適應等に関する相談室及び専用電話を富士見村中央公民館に開設している。</li> <li>教育相談員1名、週3日(火・木・金)</li> <li>非常勤1人</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
		環境浄化活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害図書等自動販売機設置場所の巡回、販売物の点検等</li> <li>・青少年を取り巻く環境やたまり場調査</li> <li>・ラブホテル等施設設置規制に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラブホテル等施設設置規制に関すること (ラブホテル建築規制条例)</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する ・ラブホテル建築規制条例は廃止する。	
		広報啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座(青少年の非行防止と健全育成)</li> <li>・PTA一日補導員研修会</li> <li>・薬物乱用・喫煙防止教室(中学生対象)</li> <li>・小学校薬物乱用・喫煙防止指導者講習会</li> </ul>	なし	○前橋市の制度により調整する	
		運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運営協議会(事業の企画運営や実施について協議する)</li> <li>・委員…20人(任期2年)</li> <li>・市民(公募)、専門機関・関係団体の代表</li> <li>・開催…年1回</li> </ul>	なし	○前橋市の制度により調整する	
		補導員会への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年補導センター補導員会への支援</li> <li>・事務局:補導センター内</li> <li>・補助金:90千円</li> </ul>	なし		
		青少年非行防止事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校警察等連絡会議(全体会1回、ブロック会議6回、小中学校別部会1回)</li> <li>○少年サポート活動</li> <li>・子どもの養育に問題を抱えている家庭やその児童生徒に対して、学校・地域・関係機関等が連携して支援するための活動。</li> </ul>	なし		
		被害防止事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「子ども安全協力の家」</li> <li>・市長、教育長、警察署長の委嘱</li> <li>・児童生徒の登下校時に被害が発生した場合の避難場所として設置。(1677軒)</li> <li>・利用状況 6597件(平成18年度)</li> <li>○不審者情報の配信</li> <li>・電子メールを使用し不審者等に関する情報を関係職員や学校に提供する。学校から保護者に適宜、情報提供を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「子どもを守る協力の家」</li> <li>・児童生徒の登下校時に被害が発生した場合の避難場所として設置(184軒)</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する ・不審者情報の配信を富士見へ拡大する。	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
81	図書館	経営の経過と方向	<p>○図書館運営の経過と基本方針</p> <p>①前橋市の図書館は、コンピュータ・オンライン・ネットワーク構築による「いつでもどこからでも借りられ、どこへでも返せる」をコンセプトに平成5年以降、その体制を整えてきた。</p> <p>②また、平成8年以降、前橋広域圏住民への館外利用サービスを拡大、周辺住民の図書館利用を促進してきた。</p> <p>③その後、平成10年度からは高崎市との連携事業として、双方市民の双方図書館の館外貸出利用を可能としてきた。</p> <p>④このネットワーク・オンライン環境のもとでの図書館運営サービスは、今後も基本的な方向として維持され、発展させる。</p> <p>⑤ホームページで図書等検索可能。</p> <p>⑥インターネット予約（図書、視聴覚）</p>	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見へ拡大する。	
		電算機運営	<p>○コンピュータ・オンライン・ネットワークの概要</p> <p>①図書館・本館のサーバー群と大型公民館等図書室（10室）のコンピュータ端末を光ファイバー回線でオンライン化して、資料データ、利用者管理データ等を共有して、利用登録、貸出・返却、検索、予約業務を一元処理。</p> <p>②利用者が「いつでも、どこからでも借りられ、どこへでも返せる」ために、図書館・本館と大型公民館等図書室（10室）を週3回、ネットワーク連絡車を巡回させて資料搬送を行っている。</p> <p>③移動図書館車（BM）1台は市内48個所のサービスポイントを巡回、図書館（室）遠隔地等住民にサービス提供しているが、そのデータは「バッチ処理」している。</p> <p>④今後の課題として、総社・東・永明地区の大型公民館図書室化とオンライン・ネットワーク化が必要。</p> <p>⑤電算機導入状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メーカー NEC</li> <li>・使用マーク TRC</li> <li>・業務用端末数 22台</li> <li>・利用者用開放端末 5台</li> <li>・公民館等図書室（10室）</li> <li>・業務用端末 30台（各室3台）</li> <li>・高崎市立図書館利用者開放端末1台 （高崎市立へ前橋市立から同様に1台）</li> </ul>	なし	○前橋市の制度により調整する ・コンピュータ・オンラインネットワークサービスを富士見村へ拡大する。	

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
81	図書館	図書館サービスの指標	○図書館（室）サービスの主な指標 別表3参照	なし	○前橋市の制度により調整する	
		職員配置の状況	○本館職員 ・正規職員27人（うち司書6人） ・嘱託員15人（うち司書12人） ・臨時職員1人 ◇公民館等図書室（10室） ・正規職員10人（うち司書7人） ・嘱託員3人（うち司書2人） ・臨時7人 ・委託、派遣等 約20人分	◇公民館図書室（1室） ・臨時職員2人 延長時間については、シルバーに委託	○前橋市の制度により調整する	
		図書館の管理運営	○図書館の開館日及び開館時間 ・開館時間 火～金曜日9:00～19:00 土・日曜日10:00～17:00 ◇公民館図書室（9室） ・開室時間 月～土曜日9:00～17:00 ◇大胡公民館図書室 ・開室時間 火～日曜日9:00～17:00	◇公民館図書室（1室） ・開館時間 火～土曜日 9:00～20:00 日曜日 9:00～17:00	○前橋市の制度により調整する ・富士見の開館時間は火～日曜日9:00～17:00とする。	
			○図書館休館日 月曜日、祝日（こどもの日、文化の日を除く）、年末年始、特別整理期間 ◇公民館図書室（10室）休室日 日曜日、第1・第3月曜日、祝日、年末年始、特別整理期間	◇公民館図書室 休館日 毎週月曜日 年末年始 （但し、月曜日が祝祭日の場合は火曜日）		
館外貸出条件	・貸出冊数（1人1回） 本 5冊 視聴覚 3点 ・貸出期間 15日間 ◇館外奉仕 ・移動図書館車・巡回 火～金曜日48ヶ所 ・停本所設置個所11ヶ所 ・民間委託文庫設置個所3ヶ所 ・在宅障害者等配本サービス （ボランティア活用） 利用者63人、ボランティア 59人  ○館外利用が出来る人 ①市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学するもの ②高崎市・富士見村に住所を有する者 ③特別の理由により館長が許可した者	・貸出冊数（1人1回） 本 3冊 視聴覚 3点 ・貸出期間 14日間  ○館外利用が出来る人 ①富士見村内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学するもの ②前橋市に住所を有する者 ③特別の理由により館長が許可した者	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村へ拡大する。			

教育部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
81	図書館	図書館報発行	・館報の発行 図書館だよりを発行 12回各2,800部 (A4版)	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の館報発行計画をもとに調整する。	
		レファレンス	・レファレンスサービス	なし	○前橋市の制度により調整する	
		コピーサービス	・コピー 1枚 10円 ・マイクロ 1枚 30円 ・CDROM 1枚 30円	なし	○前橋市の制度により調整する	
		学習室利用	・社会人読書室座席数 24席 ・学習室座席数 108席	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		行事等	○催事・展示 ・企画展示会 ・読み聞かせ入門講座 ・お話の会 ・映画会 (毎月第3水曜日) ・文化講演会 ・前橋藩松平家記録を読む会 ・演劇のつどい ・子どもフェスティバル	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		郷土資料収集保存	・郷土貴重資料収集保存活用	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		関係団体加入	○関係団体加入状況及び負担金 日本図書協会 負担金 37,000円 全国公共図書協会 負担金 1,400円 群馬県図書館協会 負担金 30,300円	○関係団体加入状況及び負担金 群馬県図書館協会 負担金 3,400円	○前橋市の制度により調整する	
		関係団体支援等	・ボランティア活動育成援助 読み聞かせの会「萌えぎの会」 中・高校生ボランティア「図書館フレンズ」	・ボランティア活動育成援助 読み聞かせボランティア 「図書室ボランティアグループ」 (38,000円)	○前橋市の制度により調整する	

別表 1  
74 公民館職員

単位：人

公民館名	正 規 職 員			嘱託員	臨時職員	派遣職員
	社会教育 主事	司書	用務技士			
中央	4	1		3		
上川淵	8	1	1	1		3
下川淵	7	1	1	1		3
芳賀	7	2	1	1		3
桂萱	8	2	1	1		3
東	6			1	1	
元総社	7		1	1		3
総社	6			1		
南橘	9		1	1	1	3
清里	6		1	1		3
永明	6	1		1		
城南	11	1	1	1		3
大胡	5	1			2	4
宮城	5					2
粕川	5	1				1
計	100	11	8	11	8	7

※上記のほかに、上川淵公民館上北分館2人

別表 2

7 6 中央公民館使用料

単位:円

館名	室名	使用料		
		午前	午後	夜間
		9～12時	13～17時	18～22時
中央公民館	ホール	3,880	5,190	5,190
	31研修室	570	780	780
	32研修室	570	730	730
	41スタジオ	890	1,200	1,200
	42スタジオ	840	1,100	1,100
	43スタジオ	840	1,150	1,150
	44スタジオ	730	990	990
	45スタジオ	1,050	1,360	1,360
	46スタジオ	570	780	780
	47スタジオ	1,050	1,410	1,410
	48スタジオ	310	420	420
	49スタジオ	310	420	420
	40スタジオ	780	1,050	1,050
	41アトリエ	780	1,050	1,050
	42アトリエ	730	940	940
	43アトリエ	730	940	940
	44アトリエ	570	780	780
	51会議室	310	470	470
	52会議室	360	470	470
	53会議室	360	470	470
	51学習室	840	1,100	1,100
	52学習室	890	1,150	1,150
	53学習室	730	990	990
	54学習室	730	990	990
	55学習室	840	1,100	1,100
	56学習室	780	1,050	1,050
	57学習室	730	990	990
	58学習室	420	570	570
	パソコン研修室	940	1,200	1,200
	料理実習室	940	1,260	1,260
	会食室	730	940	940
	51和室	570	730	730
	52和室	520	680	680
茶室	570	780	780	

別表 3

## 8 1 図書館

	84 図書館・本館				公民館図書室										公民館図書室
	本館	移動図書館	停本所	委託文庫	上川淵	桂萱	芳賀	清里	南橋	城南	プラザ	下川淵	大胡	粕川	富士見村
奉仕対象区域面積	2 4 1. 2 2 km <sup>2</sup>				12.87	16.74	16.1	3.9	14.34	33.34	-	9.16	19.76	25.97	70.42
奉仕対象人口	3 1 9, 3 3 8 人 (住民基本台帳)				26,784	29,314	10,480	3,640	40,345	21,417	-	8,658	17,594	11,721	22,923
設置個所数	1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
延べ面積	4765.43m <sup>2</sup>	-	-	-	451.78	438.00	253.00	177.00	352.00	252.00	213.13	298.00	361.00	138.7	180.00
資料費決算 (円)	38,628,592	3,000,829	3,475,370		5,664,985	5,638,580	4,021,000	4,003,386	5,515,541	3,992,769	4018143	4,020,162	3,111,568	886,509	999,030
資料収蔵能力	300,000冊	-	-	-	50,000	45,000	27,000	25,000	35,000	27,000	18,000	30,000	46,000	10,000	-
蔵書数	352,926	29,544	107,159		46,647	46,315	27,479	33,131	43,191	30,444	29,536	35,581	-	-	23,317
利用者登録数	83,567人	6,010	1,941	51	12,211	11,580	4,771	3,946	7,742	6,498	5,256	3,547	298	113	8,307
貸出利用者数	196,768人	11,652	42,457	915	45,333	43,207	25,449	24,603	37,075	27,384	31,280	34,769	20200	3025	10,514
貸出資料数	751,876点	47,503	102,566	1,768	170,861	164,018	93,264	92,149	140,061	103,328	108,337	135,907	41592	7261	26,719
新聞購入数	23紙	-	-	-	5	4	3	4	5	3	4	3	4	2	0
雑誌購入数	184誌	-	-	-	53	56	37	40	49	42	41	45	28	5	9
レファレンス	13,482件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コピーサービス	3,285件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

平成19年3月31日現在

	前橋こども図書館	公民館図書室 元総社
奉仕対象区域面積	241.22km <sup>2</sup>	6.44
奉仕対象人口	319,541	17,075
設置個所数	1	1
延べ面積	1563.32m <sup>2</sup>	239.01
資料費決算 (円)	10,155,550	12,096,686
資料収蔵能力	100,000冊	30,000
蔵書数	69,300冊	14,616
利用者登録数	3,226人	3,809
貸出利用者数	151,172人	239,330
貸出資料数	555,521点	890,015
新聞購入数	4紙	0
雑誌購入数	20誌	25
レファレンス	-	-
コピーサービス	5件	-

決算見込み

平成20年1月31日現在